

○国立大学法人埼玉大学教職員給与規則

〔平成16年4月1日
規則第113号〕

改正	平成17. 3. 28	16規則220	平成17.11. 1	17規則16
	平成17.12. 1	17規則22	平成18. 4. 1	18規則4
	平成19. 4. 1	19規則9	平成19. 5.17	19規則55
	平成19. 8. 1	19規則69	平成20. 1.24	19規則90
	平成20. 3. 1	19規則93	平成20. 4. 1	20規則4
	平成20. 6. 1	20規則48	平成21. 4. 1	21規則1
	平成21. 5.29	21規則14	平成21.11.30	21規則56
	平成22. 3.29	22規則3	平成22. 6.24	22規則39
	平成22.11.30	22規則57	平成22.12.16	22規則59
	平成23. 3.17	22規則79	平成23. 6.29	23規則4
	平成23. 9.30	23規則8	平成24. 3.30	23規則17
	平成24. 6.28	24規則6	平成25. 3.28	24規則67
	平成25. 6.27	25規則5	平成25. 7.18	25規則7
	平成25.11.28	25規則21	平成26. 3.11	25規則31
	平成26. 3.27	25規則54	平成26.12.18	26規則23
	平成27. 3.26	26規則132	平成27. 6.25	27規則12
	平成28. 3. 3	27規則60	平成29. 1.19	28規則22
	平成29. 3.30	28規則46		

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第29条第1項の規定に基づき、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）の教職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 教職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

(1) 基本給は、本給とする。

(2) 諸手当は、本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、管理職員特別勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当とする。

(3) 前2号に定める本給及び諸手当のほか、学長が必要と認めるときは、給与として差額一時金又はその他の一時金を支給することができる。

(給与の支給日)

第4条 本給、本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額は、その月の月額的全額を毎月17日に、特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当、超過勤務手当及び宿日直手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給定日（この項において、毎月17日を「支給定日」という。）が日曜日に当たるとき

は、支給定日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給定日の翌日）に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日（その日が休日に当たるときは、支給定日の前々日）に、支給定日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、支給定日の翌日に支給する。

- 2 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給定日（この項において、6月30日及び12月10日を「支給定日」という。）が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

（給与の支払）

第5条 教職員の給与は、その全額を現金で、直接教職員に支払うものとする。ただし、法令又は労基法第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

- 2 前項の給与は、教職員の同意を得た場合には、その者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。

（日割計算）

第6条 新たに教職員となった者には、その日から本給を支給し、本給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。

- 2 教職員が離職したときは、その日までの本給を支給する。
3 教職員が死亡したときは、その月までの本給を支給する。
4 第1項又は第2項の規定により本給を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給額は、その月の現日数から国立大学法人埼玉大学教職員の労働時間、休暇等に関する規則（以下「労働時間等規則」という。）第10条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。
5 前4項の規定は、本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の支給について準用する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第7条 勤務1時間当たりの給与額は、本給、本給の調整額、これらに対する地域手当、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

（端数計算）

第8条 この規則により勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（端数の処理）

第9条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(本給の決定)

第10条 教職員の受ける本給は、所定の労働時間による労働に対する報酬であつて、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、労働時間、労働環境その他の労働条件を考慮して、本給表に定める級及び号給により決定する。

2 本給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各本給表の適用範囲は、それぞれ当該本給表に定めるところによる。

- (1) 一般職本給表(一) (別表第1)
- (2) 一般職本給表(二) (別表第2)
- (3) 技術職本給表 (別表第3)
- (4) 教育職本給表(一) (別表第4)
- (5) 教育職本給表(二) (別表第5)
- (6) 教育職本給表(三) (別表第6)
- (7) 医療職本給表(一) (別表第7)
- (8) 医療職本給表(二) (別表第8)
- (9) 指定職本給表 (別表第9)

(初任給)

第11条 新たに採用される者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、業務経験等及び他の教職員との均衡を考慮して決定する。

(昇格及び降格)

第12条 勤務成績が良好な教職員については、その者の資格に応じて、上位の職務の級に昇格させることができる。

2 教職員の勤務成績が著しく不良な場合は、下位の職務の級に降格させることができる。

(昇給)

第13条 教職員(指定職本給表の適用を受ける教職員を除く。)の昇給は、1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、技術職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び教育職本給表(一)の適用を受ける教員でその職務の級が5級以上であるもの)にあつては、3号給)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

- 3 55歳を超える教職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、技術職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び教育職本給表（一）の適用を受ける教員でその職務の級が5級以上であるものにあつては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。
- 4 56歳（教育職本給表（一）の適用を受ける教員にあつては58歳）を超える教職員の昇給は、前2項の規定にかかわらず、第1項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好以上である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給数は、別に定める基準に従い決定するものとする。
- 5 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

第14条 削除

（本給の調整額）

- 第15条** 本給の調整を行う職は、本給月額が業務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、労働時間その他の労働環境が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認められるものとして、別表第10の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の教員欄に掲げる教員の占める職とする。
- 2 本給の調整額は、当該教員に適用される本給表及び職務の級に応じて別表第11に掲げる調整基本額にその者に係る別表第10の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

（管理職手当）

- 第16条** 管理又は監督の地位にある教職員のうち別に定める教職員に、管理職手当を支給する。
- 2 管理職手当の月額は、当該教職員の本給月額に別表第14に掲げる職務の級及び区分に応じた額とする。
 - 3 第1項に規定する教職員が死亡したときは、死亡した日の属する月の管理職手当の全額を支給する。
 - 4 第1項に規定する教職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（以下「労災法」という。）に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により勤務しないことについて特に承認のあつた場合を除く。）は、その月の管理職手当は支給しない。
 - 5 第27条の規定は、第1項に規定する教職員には適用しない。

（初任給調整手当）

- 第17条** 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補

充が困難であると学長が認める職（教育職本給表（一）適用者に限る。）に新たに採用された教員（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）には、別表第15に掲げる期間の区分に応じた額の初任給調整手当を支給する。この場合において、大学卒業の日から採用の日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地研修を経た場合にあつては5年）を超えることとなる教員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した3年以内の教員を除く。）については、採用の日からそのを超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算出した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

- 2 前項により初任給調整手当を支給されている教員が、教育職本給表（一）以外を適用されることとなった場合は、当該異動の日から同手当は支給しない。
- 3 初任給調整手当を支給されている教員が、休職にされた場合の期間（給与の全額を支給されることとなる期間を除く。）は、別表第15に掲げる期間には算入しない。

（扶養手当）

第18条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、一般職本給表（一）9級以上の適用を受ける者及び教育職本給表（一）6級の適用を受ける者に対しては、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額額は、前項第1号に該当する扶養親族については6,500円（一般職本給表（一）8級の適用を受ける者及び教育職本給表（一）5級の適用を受ける者にあつては3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円、同項第3号から第6号までの扶養親族については1人につき6,500円（一般職本給表（一）8級の適用を受け

る者及び教育職本給表（一）5級の適用を受ける者にあつては3,500円）とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（地域手当）

第19条 地域手当は、埼玉県さいたま市における民間の賃金水準を基礎とし、同市における物価等を考慮して支給するものとし、その月額は、本給、本給の調整額、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、100分の15を乗じて得た額とする。

- 2 国家公務員又は他の国立大学法人の職員その他これらに準ずるものと認められる者（以下「国家公務員等」という。）が、引き続き本学の教職員となった場合において、採用の事情、当該異動の日の前日における勤務地等を考慮して必要があると学長が認めるときは、当該教職員には、国家公務員の例に準じて、地域手当を支給する。

（住居手当）

第20条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舎（以下「国家公務員宿舎」という。）を貸与され、使用料を支払っている教職員その他これに準ずる教職員を除く。）

- (2) 第22条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舎その他これに準ずる住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（前項各号のいずれにも該当する教職員にあつては、次の各号に掲げる額の合計額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる教職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（通勤手当）

第21条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が、55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる教職員 次に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれに定める額

ア	片道5キロメートル未満	2,000円
イ	片道5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
ウ	片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円
エ	片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円
オ	片道20キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円
カ	片道25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800円
キ	片道30キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円
ク	片道35キロメートル以上40キロメートル未満	21,600円
ケ	片道40キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円
コ	片道45キロメートル以上50キロメートル未満	26,200円
サ	片道50キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円
シ	片道55キロメートル以上60キロメートル未満	29,800円
ス	片道60キロメートル以上	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる教職員 前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 国家公務員等から人事交流により引き続き本学の教職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新

幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して算出する額を返納させるものとする。

5 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

(単身赴任手当)

第22条 国家公務員等から人事交流により引き続き本学の教職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動の直前の住居から通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員及び当該教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、単身赴任手当を支給する。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円とする。ただし、教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である教職員にあつては、次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める額を加算した額とする。

- (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円
- (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 16,000円
- (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 24,000円
- (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 32,000円
- (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 40,000円
- (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 46,000円
- (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 52,000円
- (8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 58,000円
- (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 64,000円
- (10) 2,500キロメートル以上 70,000円

(特殊勤務手当)

第23条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でないとして認められるものに従事する教職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される教職員の範囲及び支給額は別表第16に定める

ところによる。

3 前項の支給額に係る作業日数は、暦日によるものとする。

(義務教育等教員特別手当)

第24条 教育学部の附属学校に勤務する教員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、職務の級及び号給の別に応じて別表第17及び別表第18に掲げる額とする。ただし、附属幼稚園に勤務する教員については、別表第18に掲げる額に2分の1を乗じて得た額とする。

(教職調整額)

第25条 教育学部の附属学校に勤務する教員のうち、職務の級が1級又は2級である者には、その者の本給月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

2 前項の教職調整額の支給を受ける者については、第27条の規定は、適用しない。

3 第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る第19条、第29条及び第30条の適用については教職調整額は本給とみなす。

(管理職員特別勤務手当)

第26条 指定職本給表の適用を受ける教職員及び第16条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該教職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該教職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項の規定による勤務1回につき、管理職手当の区分に応じて次に定める額とする。ただし、当該勤務が6時間を超える場合には、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額とする。

ア 指定職本給表適用者 18,000円

イ 1種適用教職員 12,000円

ウ 2種適用教職員 10,000円

エ 3種適用教職員 8,500円

オ 4種及び5種適用教職員 7,000円

カ 6種及び7種適用教職員 6,000円

(2) 前項の規定による勤務1回につき、管理職手当の区分に応じて次に定める額とする。ただし、第1項の勤務をした後、引き続いて前項の勤務をした管理職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

- ア 指定職本給表適用者 9,000円
- イ 1種適用教職員 6,000円
- ウ 2種適用教職員 5,000円
- エ 3種適用教職員 4,300円
- オ 4種及び5種適用教職員 3,500円
- カ 6種及び7種適用教職員 3,000円

(超過勤務手当)

第27条 労働時間等規則第7条の規定により所定の勤務日に所定労働時間を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、所定労働時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150）を超過勤務手当として支給する。

2 労働時間等規則第7条及び第9条の規定により同規則第10条に規定する休日（国立大学法人埼玉大学教職員の労働時間、休暇等に関する細則第5条の規定により代休となった日を含む。）において、勤務することを命ぜられた教職員には、その勤務した全時間（同細則第4条の規定により当該休日をあらかじめ他の勤務日に振り替えた場合は、当該休日に勤務を命ぜられた全時間のうち所定労働時間以外の時間に勤務した時間）に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の160）を超過勤務手当として支給する。ただし、同細則第5条の規定により代休を与えられた教職員については、同規則第3条に規定する1日の労働時間分に対して、勤務1時間当たりの給与額の100分の35（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の60）を超過勤務手当として支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、所定労働時間を超える勤務及び休日における勤務（以下「時間外勤務」という。）の時間が、1箇月に45時間又は1年間に360時間を超えた場合には、その45時間又は360時間を超えて勤務した時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に定める区分に応じた支給割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 時間外勤務の時間が、1箇月に45時間を超えた場合の超過勤務手当の支給割合は次のとおりとする。なお、この場合の1箇月は毎月1日を起算日とす

る。

ア 45時間を超え60時間以下の時間外勤務に係る第1項又は第2項に規定する超過勤務手当の支給割合を、それぞれ100分の125又は100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、当該支給割合に100分の25を加算した割合）とする。

イ 60時間を超える時間外勤務に係る超過勤務手当の支給割合を、100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、当該支給割合に100分の25を加算した割合）とする。

(2) 1年間に360時間を超える時間外勤務に係る第1項又は第2項に規定する超過勤務手当の支給割合を、それぞれ100分の125又は100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、当該支給割合に100分の25を加算した割合）とする。なお、この場合の1年間は毎年4月1日を起算日とする。

（宿日直手当）

第28条 労働時間等規則第12条の規定により宿日直勤務を命ぜられ、勤務した教職員には、宿日直手当を支給する。

2 宿日直手当の額は、当該勤務を命ずる必要が生じた場合に、その都度定める。

3 第1項の勤務は第27条の勤務には含まれないものとする。

（期末手当）

第29条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員（無給休職者、刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられている者（以下「刑事休職者」という。）、停職を命ぜられている者（以下「停職者」という。）、育児休業をしている者のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がない者（以下「育児休業者」という。）、介護休業をしている者のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がない者（以下「介護休業者」という。）及び大学院修学休業者を除く。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（死亡を含む。以下本条から第31条までにおいて同じ。）し、又は解雇された教職員（次に掲げる教職員を除く。）についても同様とする。

(1) その退職し、又は解雇された日において無給休職者、刑事休職者、停職者、育児休業者、介護休業者及び大学院修学休業者であった者

(2) その退職又は解雇後、基準日までの間において国家公務員等となった者（非常勤の職である者を除き、本学の在職期間を当該機関等の職員としての在職期間に通算することとしている機関の職員に限る。）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の

122.5（管理職手当2種以上の適用を受ける教職員で、一般職本給表（一）7級以上及び教育職本給表（一）5級以上の教職員（以下「特定幹部教職員」という。）にあっては、100分の102.5）、12月に支給する場合においては100分の137.5（特定幹部教職員にあっては、100分の117.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60
3 箇月未満	100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は解雇された教職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在）において教職員が受けるべき本給月額、本給の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 別表第19に掲げる教職員にあっては、前項の額に本給月額、本給の調整額の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に同表の教職員の区分に応じた加算率を乗じて得た額を加算する。

6 別表第20に掲げる教職員にあっては、第4項の額に本給月額に同表の職務の区分に応じた加算率を乗じて得た額を加算する。

7 第2項の在職期間は、本給与規則の適用を受ける教職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6箇月以内の期間において、国家公務員等が引き続き本学の教職員となった場合に、その採用の日の直前に属していた機関が期末手当を支給しない場合においては、これらの機関における在職期間を本学の教職員として在職した期間に算入し、次に掲げる期間を除算する。

(1) 停職者として在職した期間については、その全期間

(2) 育児休業(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である教職員を除く。)又は介護休業をしている教職員として在職した期間については、その2分の1の期間

(3) 大学院修学休業をしている教員として在職した期間については、その2分の1の期間

(4) 休職にされていた期間（就業規則第14条第1項第3号に規定する休職の期間を除く。）については、その2分の1の期間

8 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合

（勤勉手当）

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員（休職者（就業規則第14条第1項第3号に該当し休職となった者を除く。以下この条において同じ。）、停職者、育児休業者、介護休業者及び大学院修学休業者を除く。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇された教職員（次に掲げる教職員を除く。）についても同様とする。

(1) その退職し、又は解雇された日において休職者、停職者、育児休業者、介護休業者及び大学院修学休業者であった者

(2) 前条第1項第2号に掲げる教職員

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じた別表第21（再雇用職員にあつては、別表第22）に定める区分による成績率と基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じた次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月15日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月15日未満	100分の90
4 箇月15日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月15日未満	100分の70
3 箇月15日以上 4 箇月未満	100分の60

3 箇月以上 3 箇月15日未満	100分の50
2 箇月15日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月15日未満	100分の30
1 箇月15日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月15日未満	100分の15
15日以上 1 箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

- 3 第2項の勤勉手当基礎額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は解雇された教職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在）において教職員が受けるべき本給月額、本給の調整額の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 前項の額について前条第5項及び第6項の規定を準用する。
- 5 勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の81（特定幹部教職員にあっては、100分の101）を乗じて得た額の総額を超えない額とする。
- 6 第2項の勤務期間は、本給与規則の適用を受ける教職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6箇月以内の期間において、国家公務員等が引き続き本学の教職員となった場合に、その採用の日の直前に属していた機関が勤勉手当を支給しない場合においては、これらの機関における在職期間を本学の教職員として在職した期間に算入し、次に掲げる期間を除算する。
- (1) 停職者及び非常勤職員として在職した期間
 - (2) 育児休業又は介護休業をしている教職員として在職した期間
 - (3) 大学院修学休業をしている教員として在職した期間
 - (4) 休職にされていた期間（就業規則第14条第1項第3号に規定する休職の期間を除く。）
 - (5) 第35条の規定により給与を減額された期間
 - (6) 負傷又は疾病（業務上の負傷若しくは疾病及び通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかった期間から休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - (7) 育児部分休業又は介護部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間
 - (8) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の

規定にかかわらずその全期間

7 前条第8項の規定は、勤勉手当に準用する。

(期末特別手当)

第31条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する指定職本給表の適用を受ける教職員（無給休職者、刑事休職者、停職者、育児休業者及び介護休業者を除く。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇された教職員（第29条第1項各号に掲げる教職員を除く。）についても同様とする。

2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、当該在職期間におけるその者の勤務成績を評価し、その成績に応じて、あらかじめ定める基準に基づいて、減額することができる。

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60
3 箇月未満	100分の30

3 第2項の期末特別手当基礎額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は解雇された教職員にあっては退職し、又は解雇された日現在）において教職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額（休職者（労災法適用者を除く。）以外の教職員にあっては、その額に本給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額）を加算した額とする。

4 第2項に規定する在職期間については、第29条第7項の規定を準用する。

5 第29条第8項の規定は、期末特別手当に準用する。

(休職者の給与)

第32条 教職員が業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により、就業規則第14条第1項第1号に基づく休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労災法の定めるところにより、休業補償給付または傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

- 2 教職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には、その休職期間が1年に達するまでは、本給、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当の100分の80を支給することができる。
- 3 教職員が刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、本給、扶養手当、地域手当及び住居手当の100分の60以内を支給することができる。
- 4 教職員が学校、研究所、病院等の公共施設において、その教職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究等の業務に従事することにより、就業規則第14条第1項第3号に基づく休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、本給、地域手当、扶養手当及び住居手当の100分の70並びに期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の100分の100を支給することができる。
- 5 教職員が前4項に掲げる休職以外の休職を命ぜられた場合におけるその休職中の給与については、その都度定める。

(育児休業者等の給与)

第33条 労働時間等規則第23条の規定により育児休業等をする教職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 育児休業をしている教職員のうち、次に掲げるものに該当する教職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

ア 第29条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある教職員

イ 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある教職員

- (3) 教職員が育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第35条の規定にかかわらず、その勤務しない時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(介護休業者等の給与)

第34条 労働時間等規則第24条の規定により介護休業等をする教職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 介護休業をしている教職員のうち、次に掲げるものに該当する教職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

ア 第29条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において

勤務した期間がある教職員

イ 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある教職員

(3) 教職員が介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、次条の規定にかかわらず、その勤務しない時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(給与の減額)

第35条 教職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、第7条に規定する勤務1時間あたりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(本給の半減)

第36条 教職員が負傷若しくは疾病（業務上の負傷若しくは疾病及び通勤による負傷若しくは疾病を除く。）に係る療養のため又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときはその期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給（本給の調整額を含む。）の半額を減ずる。

(特定の教職員についての適用除外)

第37条 第16条から第18条まで、第20条、第23条（別表第16の(5)及び(6)を除く。）及び第27条から第30条までの規定は、指定職本給表の適用を受ける教職員には適用しない。

2 第18条、第20条及び第22条の規定は、再雇用職員には適用しない。

(この規則により難い場合の措置)

第38条 特別の事情によりこの規則によることが出来ない場合又はこの規則によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(本給等の切替)

2 本給与規定の適用を受ける教職員のうち、施行日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第6条第1項に規定する俸給表（以下「旧俸給表」という。）の適用を受けていた教職員（以下「承継教職員」という。）の施行日における第10条第2項に規定する本給表の適用については、別に発令される場合を除き、次表の旧俸給表欄に対応する本給表欄に定める本給表をそれぞれ適用する。

旧 俸 給 表	本 給 表
行政職俸給表（一）	一般職本給表（一）
行政職俸給表（二）	一般職本給表（二）
教育職俸給表（一）	教育職本給表（一）
教育職俸給表（二）	教育職本給表（二）
教育職俸給表（三）	教育職本給表（三）
医療職俸給表（二）	医療職本給表（一）
医療職俸給表（三）	医療職本給表（二）
指定職俸給表	指定職本給表

3 前項の適用を受ける教職員の施行日における本給月額は、別に発令される場合を除き、当該教職員が施行日の前日に受けていた職務の級及び号俸の号数と同一の職務の級及び号給の本給月額とする。この場合において、職務の級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていたものは、同額の本給月額とする。

4 前項の規定により決定された本給月額は、施行日の前日に受けていた俸給月額を受けるに至った日から受けていたものとみなす。

（昇給停止に関する経過措置）

5 承継教職員のうち、施行日の前日において一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成10年法律第120号）附則第11項から第13項までの適用を受けていた教職員の昇給については、第13条第3項の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も従前どおり昇給させることができる。

（調整手当）

6 承継教職員のうち、施行日の前日において給与法第11条の7の適用を受けていた教職員の施行日以後における調整手当の支給については、引き続き同条の適用を受けるものとした場合に受けることとなる額を支給する。

（諸手当）

7 承継教職員のうち、施行日の前日において給与法第11条に規定する扶養手当、同法第11条の9に規定する住居手当、同法第12条に規定する通勤手当及び同法第12条の2規定する単身赴任手当の支給を受けていた教職員の施行日における第18条に規定する扶養手当、第20条に規定する住居手当、第21条に規定する通勤手当及び第22条に規定する単身赴任手当の支給については、別に支給用件等に変更がある場合を除き、従前のおりとする。

（退職者等の給与）

8 承継教職員のうち、施行日の前日において給与法第23条に規定する退職者の給与の適用を受けていた教職員、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年

法律第109号) 第3条第1項の承認を受けて育児休業をしていた教職員及び給与法附則第7項の規定により俸給の半額を減ぜられていた教職員の施行日における給与の支給については、別に発令される場合を除き、従前のおりとする。

附 則 (平成17. 3. 28 16規則220)

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(通勤手当に関する経過措置)

2 施行日において、改正前の給与規程第21条の規定により、施行日以後の期間を含む支給単位期間にかかる通勤手当を支給されていた教職員の通勤手当は、当該支給単位期間の終了する月までの間、なお、従前の例による。

附 則 (平成17. 11. 1 17規則16)

この規程は、平成17年11月1日から施行し、平成17年9月1日から適用する。

附 則 (平成17. 12. 1 17規則22)

(施行期日)

1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える本給月額の見直し等)

2 施行日の前日において本給与規程別表第1から別表第8までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた教職員の施行日における本給月額(以下「新本給月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 ×

その者の施行日の前日における本給月額 - 施行日の前日におけるその者の属する職務の級に
(以下「旧本給月額」という。) おける最高の号給の額

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 +

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

3 前項の規定により新本給月額を決定される教職員に対する施行日以後における最初の本給与規程第13条第2項ただし書の規定の適用については、その者の旧本給月額を受けていた期間をその者の新本給月額を受ける期間に通算する。

(平成17年12月に支給する勤勉手当及び期末特別手当の特例措置)

4 平成17年12月に支給する勤勉手当の額の算定においては、別表第21及び別表第22は、附則別表第1及び附則別表第2にそれぞれ読み替えて適用し、第30条第5項中「100分の72.5」とあるのは「100分の71.7」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の91.7」とする。

5 平成17年12月に支給する期末特別手当の額の算定においては、第31条第2項中

「100分の172.5」とあるのは「100分の171.7」とする。

附則別表第1

区	分	割合
(1) 勤務成績が特に優秀な者	特定幹部教職員	121.7/100
	上記以外	96.7/100
(2) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	106.7/100
	上記以外	81.7/100
(3) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	91.7/100
	上記以外	71.7/100
(4) 訓告、文書による嚴重注意を受けた者 又は勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	81.7/100
	上記以外	61.7/100
(5) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	31.7/100
	上記以外	36.7/100
(6) 出勤停止又は減給の処分を受けた者 ((5)に該当する者を除く。)	特定幹部教職員	51.7/100
	上記以外	46.7/100
(7) 戒告の処分を受けた者 ((5)及び(6)に 該当する者を除く。)	特定幹部教職員	71.7/100
	上記以外	56.7/100

附則別表第2

区	分	割合
(1) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	56.7/100
	上記以外	46.7/100
(2) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	46.7/100
	上記以外	36.7/100
(3) 訓告、文書による嚴重注意を受けた者 又は勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	41.7/100
	上記以外	33.7/100
(4) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	16.7/100
	上記以外	21.7/100
(5) 出勤停止又は減給の処分を受けた者 ((4)に該当する者を除く。)	特定幹部教職員	26.7/100
	上記以外	26.7/100
(6) 戒告の処分を受けた者 ((4)及び(5)に 該当する者を除く。)	特定幹部教職員	36.7/100
	上記以外	31.7/100

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

2 施行日の前日から引き続き在職する教職員であって同日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられているものの施行日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

3 施行日の前日において別表第1から第8までの本給表の適用を受けていた教職員の施行日における号給(以下「新号給」という。)は、次項及び第6項に規定する教職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。

4 第2項後段の規定により新旧を決定される教職員(第6項に規定する教職員を除く。)の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号給とする。

5 施行日の前日において指定職本給表の適用を受けていた教職員で、施行日以後も引き続き指定職本給表の適用を受ける教職員の新号給は、旧号給に対応する附則別表第4の新号給欄に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える本給月額切替え)

6 施行日の前日において別表第1から第8までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた教職員の新号給は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 施行日の前日においてその者が受けていた本給月額(以下「旧本給月額」という。)がその者が属していた旧級に応じた附則別表第5の旧本給月額欄に掲げられている教職員 旧級、旧本給月額及びその者が旧本給月額を受けていた期間(以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第5に定める号給

(2) 旧本給月額が附則別表第6に掲げられている教職員 その者の新級、旧本給月額及び経過期間に応じて附則別表第6に定める号給

(3) 新級が一般職本給表(一)の10級又は教育職本給表(一)の6級となる教職員のうち旧本給月額が附則別表第6に掲げられていないもの 新級の15号給

(4) 前各号に掲げる教職員以外の教職員 新級における最高の号給

(施行日前の異動者の号給の調整)

7 施行日前に職務の級を異にして異動した教職員及びこれに準ずる教職員の新号

給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(本給の切替えに伴う経過措置)

- 8 施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける教職員（指定職本給表の適用を受ける教職員を除く。）で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額（国立大学法人埼玉大学教職員給与規則の一部を改正する規則（21規則56）の施行の日において、適用される本給表、級及び号給が、それぞれ次の表の本給表欄、級欄及び号給欄に掲げるものである教職員以外の者にあつては、当該本給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる教職員には、本給月額のほか、その差額（附則第2項（平成22.12.16規則59）の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）に相当する額を本給として支給する。

本 給 表	級	号 給
一般職（一）	1 級	1 号給から 5 6 号給まで
	2 級	1 号給から 2 4 号給まで
	3 級	1 号給から 8 号給まで
一般職（二）	1 級	1 号給から 6 8 号給まで
	2 級	1 号給から 3 2 号給まで
技術職	1 級	1 号給から 4 8 号給まで
	2 級	1 号給から 3 2 号給まで
	3 級	1 号給から 1 2 号給まで
教育職（一）	1 級	1 号給から 4 8 号給まで
	2 級	1 号給から 3 2 号給まで
	3 級	1 号給から 1 2 号給まで
教育職（二）	1 級	1 号給から 5 2 号給まで
	2 級	1 号給から 3 2 号給まで
教育職（三）	1 級	1 号給から 5 2 号給まで
	2 級	1 号給から 4 4 号給まで
医療職（一）	1 級	1 号給から 5 2 号給まで
	2 級	1 号給から 3 2 号給まで
	3 級	1 号給から 1 6 号給まで
	4 級	1 号給から 4 号給まで
医療職（二）	1 級	1 号給から 5 6 号給まで

	2 級	1 号給から 4 0 号給まで
	3 級	1 号給から 1 6 号給まで
	4 級	1 号給から 4 号給まで

9 施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、前項の規定による本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて、本給を支給する。

10 施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

（昇給に関する経過措置）

11 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間における第13条の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」と、「2号給」とあるのは「1号給」とする。

（本給の調整額に関する経過措置）

12 本給の調整を行う職を占める教員（次項において「本給の調整額適用教員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる教員には、第15条第2項の規定による本給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該教員に係る調整数を乗じて得た額を本給の調整額として支給する。

(1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100

(2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75

(3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50

(4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

13 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日から引き続き本給の調整額適用教員（第3号に該当する教職員を除く。）である教員 同日にその者に適用されていた調整基本額（国立大学法人埼玉大学教職員給与規則の一部を改正する規則（21規則56）の施行日以後は、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。））

(2) 施行日以後に新たに本給の調整額適用教員となった教員（次号に該当する教員及び施行日以後に新たに本給表の適用を受けることとなった教員を除く。）

施行日の前日に新たに本給の調整額適用教員になったとした場合に改正前の給与規程等の規定により同日にその者に適用されることとなる本給表、職務の級及び号給を基礎として適用されることとなる調整基本額（国立大学法人埼玉大学教職員給与規則の一部を改正する規則（21規則56）の施行日以後は、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。））

(3) 施行日以後に本給表の適用を異にする異動をすることとなった教員（施行日以後に新たに本給表の適用を受けることとなった教員を除く。） 施行日の前日に当該異動に該当することとなったとした場合（本給表の適用を異にする異動をすることとなった日以後に新たに本給の調整額適用教員となった者にあつては、施行日の前日に新たに本給の調整額適用教員となり、同日に本給表の適用を異にする異動をすることとなったとした場合）に同日にその者に適用されることとなる本給表、職務の級及び号給を基礎として適用されることとなる調整基本額（国立大学法人埼玉大学教職員給与規則の一部を改正する規則（21規則56）の施行日以後は、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。））

(4) 施行日以後に、国家公務員、地方公務員、他の国立大学法人の教職員その他これらに準ずる者であった者から人事交流等により新たに本給表の適用を受けることとなった教員 当該教員が施行日の前日に本給表の適用を受ける教員であったものとみなして前2号の規定を適用した場合にその者に適用されることとなる調整基本額（国立大学法人埼玉大学教職員給与規則の一部を改正する規則（21規則56）の施行日以後は、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。））

（地域手当に関する経過措置）

1 4 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の12」とあるのは「100分の7」とする。

1 5 施行日の前日において、改正前の給与規程第19条第3項の規定の適用を受けていた教職員のうち、異動の日から2年を経過する日が施行日以後となる教職員の地域手当は、当該規定の適用を引き続き受けるものとした場合の調整手当の額を当該2年を経過する日までの間、地域手当として支給する。

附 則（平成19. 4. 1 19規則9）

（施行期日）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（地域手当に関する経過措置）

- 2 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の12」とあるのは「100分の7」とする。

附 則（平成19. 5. 17 19規則55）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年5月17日から施行し、平成19年5月1日から適用する。
- 2 適用日の前日から引き続き管理職手当の支給を受ける者のうち、適用日における管理職手当額が、適用日の前日に受けていた管理職手当額（1箇月を超えて受けていた額に限るものとし、国立大学法人埼玉大学教職員給与規則の一部を改正する規則（21規則56）の施行日以後は、当該管理職手当額に100分の99.59を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。以下「経過措置基準額」という。）に達しないこととなる教職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

(1) 平成19年5月1日から平成20年3月31日まで 100分の100

(2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75

(3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50

(4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

（地域手当に関する経過措置）

- 3 平成19年5月1日から平成20年3月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の12」とあるのは「100分の8」とする。

附 則（平成19. 8. 1 19規則69）

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成20. 1. 24 19規則90）

この規則は、平成20年1月24日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則（平成20. 3. 1 19規則93）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成20年3月1日から施行し、改正後の第18条第3項、第30条第5項、別表第1から別表第8まで、別表第11及び別表第21の規定は、平成19年12月1日から適用する。

（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

- 2 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の給与規則の規定により、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給につい

ては、当該適用又は異動について、まず改正前の給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与規則の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

附 則（平成20. 4. 1 20規則4）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（地域手当に関する経過措置）

2 平成20年4月1日から平成20年5月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の12」とあるのは、「100分の8」とする。

附 則（平成20. 6. 1 20規則48）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年6月1日から施行する。

（地域手当に関する経過措置の改正）

2 国立大学法人埼玉大学教職員給与規則（20規則4）附則第2項中「100分の8」とあるのは、「100分の8.5」とし、平成20年4月1日から適用する。

（地域手当に関する経過措置）

3 平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の12」とあるのは、「100分の8.5」とする。

附 則（平成21. 4. 1 21規則1）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21. 5. 29 21規則14）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。

（地域手当に関する経過措置）

2 平成21年4月1日から平成22年6月30日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の12」とあるのは、「100分の9.5」とする。

（平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例措置）

3 平成21年6月に支給する期末手当の額の算定については、第29条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125（管理職手当2種以上の適用を受ける教職員で、一般職本給表（一）7級以上及び教育職本給表（一）5級以上の教職員（以下「特定幹部教職員」という。）にあっては、100分の110）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60
3 箇月未満	100分の30

(2) 再雇用職員に対する前号の規定の適用については「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4 平成21年6月に支給する勤勉手当の額の算定については、第30条第2項及び第5項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じた附則別表第1（21規則14 附則第3項関係）（再雇用職員にあっては、附則別表第2（21規則14 附則第3項関係））に定める区分による成績率と基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じた次の表に定める割合を乗じて得た額とする

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月15日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月15日未満	100分の90
4 箇月15日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月15日未満	100分の70
3 箇月15日以上 4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上 3 箇月15日未満	100分の50
2 箇月15日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月15日未満	100分の30
1 箇月15日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月15日未満	100分の15
15日以上 1 箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

(2) 勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の70（特定幹部教職員にあっては、100分の85）を乗じて得た額の総額を超えない額とする。

附 則（平成21. 11.30 21規則56）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。
（平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例措置）
- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額の算定については、第29条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 期末手当の額は、期末手当基礎額に、12月に支給する場合においては100分の150（管理職手当2種以上の適用を受ける教職員で、一般職本給表（一）7級以上及び教育職本給表（一）5級以上の教職員（以下「特定幹部教職員」という。）にあっては、100分の125）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60
3 箇月未満	100分の30

(2) 再雇用職員に対する前号の規定の適用については「100分の150」とあるのは「100分の80」とする。

- 3 平成21年12月に支給する勤勉手当の額の算定については、第30条第2項及び第5項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じた附則別表第1（21規則56附則第3項関係）（再雇用職員にあっては、附則別表第2（21規則56附則第3項関係））に定める区分による成績率と基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じた次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月15日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月15日未満	100分の90
4 箇月15日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月15日未満	100分の70
3 箇月15日以上 4 箇月未満	100分の60

3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100 分の 50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100 分の 40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100 分の 30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100 分の 20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 箇月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
零	零

(2) 勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100 分の 70（特定幹部教職員にあつては、100 分の 95）を乗じて得た額の総額を超えない額とする。

附 則（平成 22. 3. 29 22 規則 3）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22. 6. 24 22 規則 39）

（施行期日）

1 この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

（地域手当に関する経過措置）

2 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日までの間における第 19 条の規定の適用については、同条第 1 項中「100 分の 12」とあるのは「100 分の 9.7」とし、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22. 11. 30 22 規則 57）

この規則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22. 12. 16 22 規則 59）

1 この規則は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

2 平成 30 年 3 月 31 日までの間、教職員（次の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける教職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定教職員」という。）に対する次の各号に定める給与の支給に当たっては、当該特定教職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定教職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定教職員となった場合にあつては、特定教職員となった日）以後、平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した特定教職員にあつては、平成 23 年 1 月 1 日（平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した特定教職員以外の者が、平成 23

年1月1日後に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 本給月額 当該特定教職員の本給月額(当該特定教職員が第36条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条本文の規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定教職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定教職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額(当該特定教職員が同条の規定の適用を受けた者である場合にあっては、当該最低の号給の本給月額からその半額を減じた額。)に達しない場合(以下この項、附則第4項及び第5項において「最低号給に達しない場合」という。)にあっては、当該特定教職員の本給月額から当該特定教職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額を減じた額(以下この項及び第4項において「本給月額減額基礎額」という。))
- (2) 管理職手当 当該特定教職員の管理職手当にあっては、当該額に100分の1.5を乗じて得た額
- (3) 地域手当 当該特定教職員の本給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
- (4) 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定教職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(別表第19及び別表第20に掲げる教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る第29条第2項の表以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項の表に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(別表第19及び別表第20に掲げる教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る第29条第2項の表以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項の表に定める割合を乗じて得た額)
- (5) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定教職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(別表第19及び別表第20に掲げる教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第30

- 条第2項に規定する割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（別表第19及び別表第20に掲げる教職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第30条第2項に規定する割合を乗じて得た額）
- (6) 第32条第1項から第4項までの規定により支給される給与 当該特定教職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 第32条第1項 前各号に定める額
- イ 第32条第2項 第1号及び第3号並びに第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ウ 第32条第3項 第1号及び第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- エ 第32条第4項 第1号及び第3号並びに第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

本給表	職務の級
一般職本給表(一)	6級
技術職本給表	5級
教育職本給表(一)	5級
教育職本給表(二)	4級
教育職本給表(三)	4級

- 3 前項に規定するもののほか、特定教職員以外の者が月の初日以外の日特定教職員となった場合における同項の減ずる額の計算は、第6条第4項を準用する。
- 4 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第27条及び第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 5 附則第2項の規定が適用される間、第30条第5項に定める額は、同条第5項の規定にかかわらず、同条5項の規定により算出した額から、同条5項に掲げる教職員で附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される者の勤勉手当減額対

象額に100分の1.215（特定幹部教職員にあっては、100分の1.515）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の81（特定幹部教職員にあっては、100分の101）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則（平成23. 3.17 22規則79）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（平成23年4月1日における号給の調整）

2 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員のうち、平成22年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した教職員その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則（平成23. 6.29 23規則4）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

（地域手当に関する経過措置）

2 平成22年4月1日から平成23年9月30日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の12」とあるのは、「100分の9.7」とする。

附 則（平成23. 9.30 23規則8）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

（地域手当に関する経過措置）

2 平成23年4月1日から平成24年6月30日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の12」とあるのは「100分の10.2」とし、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24. 3.30 23規則17）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（平成24年4月1日における号給の調整）

2 平成24年4月1日において36歳に満たない教職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した教職員（その他当該教職員との権衡上必要があると認められる者を含む。）の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。ただし、同

日において30歳に満たない教職員にあって、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した教職員（その他当該教職員との権衡上必要があると認められる者を含む。）でいずれかの期日に二以上該当する教職員は、2号給上位の号給とする。

附 則（平成24. 6. 28 24規則6）

1 この規則は、平成24年6月28日から施行する。

（地域手当に関する経過措置の改正）

2 平成23年10月1日施行附則（23規則8）第2項中「から平成24年6月30日」とあるのは「から平成24年3月31日」とする。

附 則（平成24. 6. 28 24規則6）

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

2 平成24年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、第10条第2項各号（教育職本給表（二）及び教育職本給表（三）は除く。）に掲げる本給表の適用を受ける教職員に対する本給月額（平成18年4月1日施行附則第8項の規定による本給を含み、当該教職員が第36条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条本文の規定により半額を減ぜられた本給をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該教職員に適用される次の表の左欄に掲げる本給表及び同表の中欄に掲げる職務の級に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

本給表	職務の級	割合
一般職本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
一般職本給表（二）	3級以下	100分の4.77
	4級	100分の7.77
技術職本給表	1級	100分の4.77
	2级以上	100分の7.77
教育職本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5级以上	100分の9.77
医療職本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3级以上	100分の7.77
医療職本給表（二）	2級以下	100分の4.77

	3級以上	100分の7.77
指定職本給表	全ての号給	100分の9.77

- 3 特例期間においては、給与規則に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。ただし、教育職本給表（二）及び教育職本給表（三）は除く。
- (1) 管理職手当 当該教職員の本給の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (2) 地域手当 当該教職員の本給月額に対する地域手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該教職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (3) 期末手当 当該教職員が受けるべき期末手当基礎額から本給の調整額及び扶養手当の月額を除いて得た期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (4) 勤勉手当 当該教職員が受けるべき勤勉手当基礎額から本給の調整額の月額を除いて得た勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (5) 第32条第1項から第4項までの規定により支給される給与 当該教職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 第32条第1項 前項及び前各号に定める額
- イ 第32条第2項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額
- ウ 第32条第3項 前項及び第2号に定める額に100分の60を乗じて得た額
- エ 第32条第4項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条第4項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 4 特例期間においては、第27条及び第35条の規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 特例期間においては、平成23年1月1日施行附則（22規則59）第2項の規定の適用を受ける教職員に対する第2項、第3項第2号から5号及び第4項の規定の適用については、第1項中「、本給月額に」とあるのは「、本給月額から平成23年1月1日施行附則（22規則59）第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第2号中「本給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「本給月額に対する地域手当の額から平成23年1月1日施行附則（22規則59）第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「期末手当の額」とあるのは、「期末手当の額から平成23年1月1日施行附則（22規則59）第2項第

4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「勤勉手当の額」とあるのは、「勤勉手当の額から平成23年1月1日施行附則（22規則59）第2項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号ア中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同項第5号イ中及びエ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた第2号及び第3号」と、同項5号ウ中「前項及び第2号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた第2号」と、第4項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成23年1月1日施行附則（22規則59）第4項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

- 6 前4項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成25. 3. 28 24規則67）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
（平成25年4月1日における号給の調整）
- 2 平成25年4月1日において31歳以上37歳に満たない教職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した教職員（以下「昇給抑制教職員」という。）でいずれかの期日に二以上、昇給抑制教職員となった教職員（その他当該教職員との権衡上必要があると認められる者を含む。）の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 3 平成25年4月1日において37歳以上39歳に満たない教職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した昇給抑制教職員でいずれかの期日に該当する教職員（その他当該教職員との権衡上必要があると認められる者を含む。）の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則（平成25. 6. 27 25規則5）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。
（特例期間に関する適用範囲の改正）
- 2 平成24年7月1日施行附則（24規則6）第2項中「第10条第2項各号（教育

職本給表（二）及び教育職本給表（三）は除く。）に」とあるのは「第10条第2項各号に」と、同項の表については次表のとおりと、第3項中「当該各号に定める額に相当する額を減ずる。ただし、教育職本給表（二）及び教育職本給表（三）は除く。」とあるのは、「当該各号に定める額に相当する額を減ずる。」と、同項第1号及び第2号中「100分の10」とあるのは、「100分の10（教育職本給表（二）及び教育職本給表（三）の適用を受ける教員にあっては、100分の4.45）」と、同項第3号及び第4号中「100分の9.77」とあるのは、「100分の9.77（教育職本給表（二）及び教育職本給表（三）の適用を受ける教員で、その職務の級が3級以下の教員にあっては100分の1、4級の教員にあっては100分の4.34）」とする。

本給表	職務の級	割合
一般職本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
一般職本給表（二）	3級以下	100分の4.77
	4級	100分の7.77
技術職本給表	1級	100分の4.77
	2级以上	100分の7.77
教育職本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5级以上	100分の9.77
教育職本給表（二）	2級以下	100分の4.77
	3級	100分の7.77
	4級	100分の9.77
教育職本給表（三）	2級以下	100分の4.77
	3級	100分の7.77
	4級	100分の9.77
医療職本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3级以上	100分の7.77
医療職本給表（二）	2級以下	100分の4.77
	3级以上	100分の7.77
指定職本給表	全ての号給	100分の9.77

(施行期日)

1 この規則は、平成25年8月1日から施行する。

(平成25年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の特例措置)

2 平成25年6月に支給された期末手当及び勤勉手当に関する平成24年7月1日施行附則(24規則6)の規定の適用については、同附則第3項第3号及び第4号中「100分の9.77」とあるのは、「100分の4.77」とし、平成25年6月1日から適用する。

附 則 (平成25.11.28 25規則21)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年12月1日から施行する。

(平成25年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例措置)

2 平成25年12月に支給する期末手当及び勤勉手当については、平成24年7月1日施行附則(24規則6)の規定にかかわらず、同附則第3項第3号及び第4号の額を減じないものとする。

附 則 (平成26. 3.11 25規則31)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年3月11日から施行する。

(特例期間の改正)

2 平成24年7月1日施行附則(24規則6)第2項中「平成26年3月31日」とあるのは、「平成26年2月28日」とし、平成26年3月1日から適用する。

附 則 (平成26. 3.27 25規則54)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年4月1日における号給の調整)

2 平成26年4月1日(以下「調整日」という。)において38歳に満たない教職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した教職員(以下「昇給抑制教職員」という。)でいずれにも該当する教職員(その他当該教職員との権衡上必要があると認められる者を含む。)の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

3 調整日において38歳以上40歳に満たない教職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した昇給抑制教職員でいずれかの期日の二以上に該当する教職員(その他当該教職員との権衡上必要があると認められる者を含む。)の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号

給の1号給上位の号給とする。

- 4 調整日において40歳以上45歳に満たない教職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した昇給抑制教職員でいずれかに該当する教職員（その他当該教職員との権衡上必要があると認められる者を含む。）の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則（平成26.12.18 26規則23）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
ただし、施行日の前日までに退職した教職員には適用しない。
（平成26年12月に支給する勤勉手当の特例措置）
- 2 平成26年12月に支給する勤勉手当の額の算定においては、別表第21及び別表第22は、附則別表第1及び附則別表第2にそれぞれ読み替えて適用し、第30条第5項中「100分の67.5」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の102.5」とする。

附則別表第1

区 分		割 合
(1) 勤務成績が特に優秀な者	特定幹部教職員	128.5/100
	上記以外	103.0/100
(2) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	115.0/100
	上記以外	89.5/100
(3) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	99.5/100
	上記以外	79.5/100
(4) 勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	86.0/100
	上記以外	66.5/100
(5) 訓告、文書による嚴重注意等の矯正措置の対象となる事実があった者	特定幹部教職員	81.5/100
	上記以外	66.5/100
(6) 戒告の処分を受けた者	特定幹部教職員	76.5/100
	上記以外	61.5/100
(7) 出勤停止又は減給の処分を受けた者	特定幹部教職員	55.0/100
	上記以外	51.0/100
(8) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	33.5/100
	上記以外	40.0/100

附則別表第2

区 分		割 合
(1) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	57.0 / 100
	上記以外	47.0 / 100
(2) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	47.5 / 100
	上記以外	37.5 / 100
(3) 勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	42.0 / 100
	上記以外	34.0 / 100
(4) 訓告、文書による嚴重注意等の矯正措置の対象となる事実があった者	特定幹部教職員	39.5 / 100
	上記以外	34.0 / 100
(5) 戒告の処分を受けた者	特定幹部教職員	37.0 / 100
	上記以外	32.5 / 100
(6) 出勤停止又は減給の処分を受けた者	特定幹部教職員	26.5 / 100
	上記以外	26.5 / 100
(7) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	15.5 / 100
	上記以外	21.5 / 100

附 則（平成27. 3. 26 26規則132）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（施行日前の異動者の号給の調整）

2 施行日前に職務の級を異にして異動した教職員及びこれに準ずる教職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（本給の切替えに伴う経過措置）

3 施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる教職員には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（附則第2項（平成22.12.16規則59）の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

4 施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、前項の規定による本給を支給される教職員との権衡

上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて、本給を支給する。

5 施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

6 平成30年4月1日において、引き続き附則第8項（平成18.4.1規則4）に規定する本給の切替えに伴う経過措置を受ける教職員の本給月額、前3項の規定による本給を支給される教職員との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（地域手当に関する経過措置）

7 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における改正後の第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の15」とあるのは、「100分の13」とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

8 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における改正後の第22条の規定の適用については、同条第2項中「単身赴任手当の月額、30,000円とする。」とあるのは、「単身赴任手当の月額、26,000円とする。」とする。

附 則（平成27.6.25 27規則12）

この規則は、平成27年6月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28.3.3 27規則60）

（施行期日等）

1 この規則は、平成28年3月3日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、施行日の前日までに退職した教職員には適用しない。

2 改正後の第22条の規定については、前項の規定にかかわらず、平成28年4月1日から適用する。

（本給の切替えに伴う経過措置）

3 適用日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる教職員には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（附則第2項（平成22.12.16規則59）の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

（地域手当に関する経過措置）

4 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の15」とあるのは、「100分の14」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置の改正)

5 平成27年4月1日施行附則(26規則132)第8項中「から平成30年3月31日」とあるのは「から平成28年3月31日」とする。

附 則 (平成29.1.19 28規則22)

(施行期日等)

1 この規則は、平成29年1月19日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、施行日の前日までに退職した教職員には適用しない。

(本給の切替えに伴う経過措置)

2 適用日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる教職員には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額(附則第2項(平成22.12.16規則59)の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。

附 則 (平成29.3.30 28規則46)

(施行期日等)

1 この規則は、平成29年3月30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、施行日の前日までに退職した教職員には適用しない。

2 改正後の第18条の規定については、前項の規定にかかわらず、平成29年4月1日から適用する。

(扶養手当に関する経過措置)

3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における第18条の規定の適用については、同条第1項のただし書は適用せず、同条第3項の規定については、「扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(教職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までの扶養親族については1人につき6,500円(教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)とする。」とする。

4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における第18条の規定の適用については、同条第1項のただし書は適用せず、同条第3項の規定については、「扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については6,500円、

同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円、同項第3号から第6号までの扶養親族については1人につき6,500円とする。」とする。

- 5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における第18条の規定の適用については、同条第1項のただし書は適用せず、同条第3項の規定については、「扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については6,500円（一般職本給表（一）8級以上の適用を受ける者及び教育職本給表（一）5級以上の適用を受ける者にあつては3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円、同項第3号から第6号までの扶養親族については1人につき6,500円（一般職本給表（一）8級以上の適用を受ける者及び教育職本給表（一）5級以上の適用を受ける者にあつては3,500円）とする。」とする。

（地域手当に関する経過措置）

- 6 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の15」とあるのは「100分の14.2」とする。

附則別表第1 職務の級の切替表

本 給 表	旧 級	新 級
一般職本給表(一)	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
一般職本給表(二)	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
技術職本給表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
教育職本給表(一)	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
教育職本給表(二) 教育職本給表(三)	6 級	6 級
	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
医療職本給表(一) 医療職本給表(二)	4 級	4 級
	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級

附則別表第2 号給の切替表

ア 一般職本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級										
	経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21

旧号給	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
	経過期間											
12	3月未満		34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満		34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満		35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満		35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上		35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満		35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満		36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満		36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満		36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上		37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満		37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満		37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満		37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満		37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上		38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満		38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満		38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満		38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満		38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上		39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満		39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満		39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満		39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満		39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上		40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満			85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満			86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満			87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満			88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上			89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満			89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満			90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満			91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満			92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上			93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満			93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満			93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満			93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満			93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上			93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満				77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満				78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満				79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満				80	63	84	72	68	64		
	12月以上				81	63	85	73	69	65		
21	3月未満				81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満				82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満				83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満				84	64	88	76	72	68		
	12月以上				85	65	89	77	73	69		
22	3月未満				85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満				86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満				87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満				88	66	92	80	76			
	12月以上				89	67	93	81	77			

旧号給	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
	経過期間											
23	3月未満				89	67	93	81				
	3月以上6月未満				90	67	94	82				
	6月以上9月未満				91	68	95	83				
	9月以上12月未満				92	68	96	84				
	12月以上				93	69	97	85				
24	3月未満				93	69	97	85				
	3月以上6月未満				94	70	98	86				
	6月以上9月未満				95	71	99	87				
	9月以上12月未満				96	72	100	88				
	12月以上				97	73	101	89				
25	3月未満				97	73	101					
	3月以上6月未満				98	73	102					
	6月以上9月未満				99	74	103					
	9月以上12月未満				100	74	104					
	12月以上				101	75	105					
26	3月未満				101	75	105					
	3月以上6月未満				102	75	106					
	6月以上9月未満				103	76	107					
	9月以上12月未満				104	76	108					
	12月以上				105	77	109					
27	3月未満				105	77						
	3月以上6月未満				106	78						
	6月以上9月未満				107	79						
	9月以上12月未満				108	80						
	12月以上				109	81						
28	3月未満				109	81						
	3月以上6月未満				110	82						
	6月以上9月未満				111	83						
	9月以上12月未満				112	84						
	12月以上				113	85						
29	3月未満				113							
	3月以上6月未満				114							
	6月以上9月未満				115							
	9月以上12月未満				116							
	12月以上				117							
30	3月未満				117							
	3月以上6月未満				118							
	6月以上9月未満				119							
	9月以上12月未満				120							
	12月以上				121							
31	3月未満				121							
	3月以上6月未満				122							
	6月以上9月未満				123							
	9月以上12月未満				124							
	12月以上				125							
32	3月未満				125							
	3月以上6月未満				125							
	6月以上9月未満				125							
	9月以上12月未満				125							
	12月以上				125							

イ 一般職本給表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間						
1	3月未満			1	1	5	1
	3月以上6月未満			1	1	6	1
	6月以上9月未満			1	1	7	1
	9月以上12月未満			1	1	8	1
	12月以上			1	1	9	1
2	3月未満		1	1	1	9	1
	3月以上6月未満		2	2	1	10	1
	6月以上9月未満		3	3	1	11	1
	9月以上12月未満		4	4	1	12	1
	12月以上		5	5	1	13	1
3	3月未満		5	5	1	13	1
	3月以上6月未満		6	6	2	14	1
	6月以上9月未満		7	7	3	15	1
	9月以上12月未満		8	8	4	16	1
	12月以上		9	9	5	17	1
4	3月未満		9	9	5	17	1
	3月以上6月未満		10	10	6	18	1
	6月以上9月未満		11	11	7	19	1
	9月以上12月未満		12	12	8	20	1
	12月以上		13	13	9	21	1
5	3月未満		13	13	9	21	1
	3月以上6月未満		14	14	10	22	2
	6月以上9月未満		15	15	11	23	3
	9月以上12月未満		16	16	12	24	4
	12月以上		17	17	13	25	5
6	3月未満		17	17	13	25	5
	3月以上6月未満		18	18	14	26	6
	6月以上9月未満		19	19	15	27	7
	9月以上12月未満		20	20	16	28	8
	12月以上		21	21	17	29	9
7	3月未満		21	21	17	29	9
	3月以上6月未満		22	22	18	30	10
	6月以上9月未満		23	23	19	31	11
	9月以上12月未満		24	24	20	32	12
	12月以上		25	25	21	33	13
8	3月未満		25	25	21	33	13
	3月以上6月未満		26	26	22	34	14
	6月以上9月未満		27	27	23	35	15
	9月以上12月未満		28	28	24	36	16
	12月以上		29	29	25	37	17
9	3月未満		29	29	25	37	17
	3月以上6月未満		30	30	26	38	18
	6月以上9月未満		31	31	27	39	19
	9月以上12月未満		32	32	28	40	20
	12月以上		33	33	29	41	21
10	3月未満		33	33	29	41	21
	3月以上6月未満		34	34	30	42	22
	6月以上9月未満		35	35	31	43	23
	9月以上12月未満		36	36	32	44	24
	12月以上		37	37	33	45	25
11	3月未満		37	37	33	45	25
	3月以上6月未満		38	38	34	46	26
	6月以上9月未満		39	39	35	47	27
	9月以上12月未満		40	40	36	48	28
	12月以上		41	41	37	49	29

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
12	3月未満	41	41	37	49	29
	3月以上6月未満	42	42	38	50	30
	6月以上9月未満	43	43	39	51	31
	9月以上12月未満	44	44	40	52	32
	12月以上	45	45	41	53	33
13	3月未満	45	45	41	53	33
	3月以上6月未満	46	46	42	54	34
	6月以上9月未満	47	47	43	55	35
	9月以上12月未満	48	48	44	56	36
	12月以上	49	49	45	57	37
14	3月未満	49	49	45	57	37
	3月以上6月未満	50	50	46	58	38
	6月以上9月未満	51	51	47	59	39
	9月以上12月未満	52	52	48	60	40
	12月以上	53	53	49	61	41
15	3月未満	53	53	49	61	41
	3月以上6月未満	54	54	50	62	42
	6月以上9月未満	55	55	51	63	43
	9月以上12月未満	56	56	52	64	44
	12月以上	57	57	53	65	45
16	3月未満	57	57	53	65	45
	3月以上6月未満	58	58	54	66	46
	6月以上9月未満	59	59	55	67	47
	9月以上12月未満	60	60	56	68	48
	12月以上	61	61	57	69	49
17	3月未満	61	61	57	69	49
	3月以上6月未満	62	62	58	70	50
	6月以上9月未満	63	63	59	71	51
	9月以上12月未満	64	64	60	72	52
	12月以上	65	65	61	73	53
18	3月未満	65	65	61	73	53
	3月以上6月未満	66	66	62	74	54
	6月以上9月未満	67	67	63	75	55
	9月以上12月未満	68	68	64	76	56
	12月以上	69	69	65	77	57
19	3月未満	69	69	65	77	57
	3月以上6月未満	70	70	65	78	58
	6月以上9月未満	71	71	66	79	59
	9月以上12月未満	72	72	66	80	60
	12月以上	73	73	67	81	61
20	3月未満	73	73	67	81	61
	3月以上6月未満	74	74	67	82	62
	6月以上9月未満	75	75	68	83	63
	9月以上12月未満	76	76	68	84	64
	12月以上	77	77	69	85	65
21	3月未満	77	77	69	85	65
	3月以上6月未満	78	78	70	86	66
	6月以上9月未満	79	79	71	87	67
	9月以上12月未満	80	80	72	88	68
	12月以上	81	81	73	89	69
22	3月未満	81	81	73	89	69
	3月以上6月未満	82	82	73	90	70
	6月以上9月未満	83	83	74	91	71
	9月以上12月未満	84	84	74	92	72
	12月以上	85	85	75	93	73

旧号給	旧 級					
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
23	3月未満	85	85	75	93	73
	3月以上6月未満	86	86	75	94	74
	6月以上9月未満	87	87	76	95	75
	9月以上12月未満	88	88	76	96	76
	12月以上	89	89	77	97	77
24	3月未満	89	89	77	97	77
	3月以上6月未満	90	90	77	98	78
	6月以上9月未満	91	91	78	99	79
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80
	12月以上	93	93	79	101	81
25	3月未満	93	93	79	101	81
	3月以上6月未満	94	94	79	102	82
	6月以上9月未満	95	95	80	103	83
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84
	12月以上	97	97	81	105	85
26	3月未満	97	97	81	105	85
	3月以上6月未満	98	98	82	106	86
	6月以上9月未満	99	99	83	107	87
	9月以上12月未満	100	100	84	108	88
	12月以上	101	101	85	109	89
27	3月未満	101	101	85	109	89
	3月以上6月未満	102	102	85	110	90
	6月以上9月未満	103	103	86	111	91
	9月以上12月未満	104	104	86	112	92
	12月以上	105	105	87	113	93
28	3月未満	105	105	87	113	
	3月以上6月未満	106	106	87	114	
	6月以上9月未満	107	107	88	115	
	9月以上12月未満	108	108	88	116	
	12月以上	109	109	89	117	
29	3月未満	109	109	89	117	
	3月以上6月未満	110	110	90	118	
	6月以上9月未満	111	111	91	119	
	9月以上12月未満	112	112	92	120	
	12月以上	113	113	93	121	
30	3月未満	113	113	93	121	
	3月以上6月未満	114	114	93	122	
	6月以上9月未満	115	115	94	123	
	9月以上12月未満	116	116	94	124	
	12月以上	117	117	95	125	
31	3月未満	117	117	95	125	
	3月以上6月未満	118	118	95	126	
	6月以上9月未満	119	119	96	127	
	9月以上12月未満	120	120	96	128	
	12月以上	121	121	97	129	
32	3月未満	121	121			
	3月以上6月未満	121	122			
	6月以上9月未満	121	123			
	9月以上12月未満	121	124			
	12月以上	121	125			
33	3月未満		125			
	3月以上6月未満		126			
	6月以上9月未満		127			
	9月以上12月未満		128			
	12月以上		129			

ウ 技術職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級					
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1	1
	12月以上	9	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	12	4	1
	12月以上	13	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	16	8	1
	12月以上	17	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	20	12	4
	12月以上	21	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	24	16	8
	12月以上	25	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	28	20	12
	12月以上	29	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	32	24	16
	12月以上	33	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	36	28	20
	12月以上	37	37	37	29	21
11	3月未満	37	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	40	32	24
	12月以上	41	41	41	33	25

旧号給	旧 級					
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
12	3月未満	41	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	44	36	28
	12月以上	45	45	45	37	29
13	3月未満	45	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	48	40	32
	12月以上	49	49	49	41	33
14	3月未満	49	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	52	44	36
	12月以上	53	53	53	45	37
15	3月未満	53	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	54	46	38
	6月以上9月未満	55	55	55	47	39
	9月以上12月未満	56	56	56	48	40
	12月以上	57	57	57	49	41
16	3月未満	57	57	57	49	41
	3月以上6月未満	58	58	58	50	42
	6月以上9月未満	59	59	59	51	43
	9月以上12月未満	60	60	60	52	44
	12月以上	61	61	61	53	45
17	3月未満	61	61	61	53	45
	3月以上6月未満	62	62	62	54	46
	6月以上9月未満	63	63	63	55	47
	9月以上12月未満	64	64	64	56	48
	12月以上	65	65	65	57	49
18	3月未満	65	65	65	57	49
	3月以上6月未満	66	66	66	58	50
	6月以上9月未満	67	67	67	59	51
	9月以上12月未満	68	68	68	60	52
	12月以上	69	69	69	61	53
19	3月未満	69	69	69	61	53
	3月以上6月未満	70	70	70	62	54
	6月以上9月未満	71	71	71	63	55
	9月以上12月未満	72	72	72	64	56
	12月以上	73	73	73	65	57
20	3月未満	73	73	73	65	57
	3月以上6月未満	74	74	74	66	58
	6月以上9月未満	75	75	75	67	59
	9月以上12月未満	76	76	76	68	60
	12月以上	77	77	77	69	61
21	3月未満	77	77	77	69	61
	3月以上6月未満	78	78	78	70	62
	6月以上9月未満	79	79	79	71	63
	9月以上12月未満	80	80	80	72	64
	12月以上	81	81	81	73	65
22	3月未満	81	81	81	73	65
	3月以上6月未満	82	82	82	74	66
	6月以上9月未満	83	83	83	75	67
	9月以上12月未満	84	84	84	76	68
	12月以上	85	85	85	77	69

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
23	3月未満	85	85	85	77	69
	3月以上6月未満	86	86	86	78	70
	6月以上9月未満	87	87	87	79	71
	9月以上12月未満	88	88	88	80	72
	12月以上	89	89	89	81	73
24	3月未満	89	89	89	81	
	3月以上6月未満	90	90	90	82	
	6月以上9月未満	91	91	91	83	
	9月以上12月未満	92	92	92	84	
	12月以上	93	93	93	85	
25	3月未満	93	93	93	85	
	3月以上6月未満	94	94	94	86	
	6月以上9月未満	95	95	95	87	
	9月以上12月未満	96	96	96	88	
	12月以上	97	97	97	89	
26	3月未満	97	97	97	89	
	3月以上6月未満	98	98	98	90	
	6月以上9月未満	99	99	99	91	
	9月以上12月未満	100	100	100	92	
	12月以上	101	101	101	93	
27	3月未満	101	101	101		
	3月以上6月未満	102	102	102		
	6月以上9月未満	103	103	103		
	9月以上12月未満	104	104	104		
	12月以上	105	105	105		
28	3月未満	105	105	105		
	3月以上6月未満	106	106	106		
	6月以上9月未満	107	107	107		
	9月以上12月未満	108	108	108		
	12月以上	109	109	109		
29	3月未満	109	109			
	3月以上6月未満	110	110			
	6月以上9月未満	111	111			
	9月以上12月未満	112	112			
	12月以上	113	113			
30	3月未満	113	113			
	3月以上6月未満	114	114			
	6月以上9月未満	115	115			
	9月以上12月未満	116	116			
	12月以上	117	117			
31	3月未満	117	117			
	3月以上6月未満	118	118			
	6月以上9月未満	119	119			
	9月以上12月未満	120	120			
	12月以上	121	121			
32	3月未満	121	121			
	3月以上6月未満	122	122			
	6月以上9月未満	123	123			
	9月以上12月未満	124	124			
	12月以上	125	125			
33	3月未満	125	125			
	3月以上6月未満	126	126			
	6月以上9月未満	127	127			
	9月以上12月未満	128	128			
	12月以上	129	129			

旧号給	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間						
34	3月未満		129	129			
	3月以上6月未満		130	130			
	6月以上9月未満		131	131			
	9月以上12月未満		132	132			
	12月以上		133	133			
35	3月未満		133				
	3月以上6月未満		134				
	6月以上9月未満		135				
	9月以上12月未満		136				
	12月以上		137				
36	3月未満		137				
	3月以上6月未満		138				
	6月以上9月未満		139				
	9月以上12月未満		140				
	12月以上		141				
37	3月未満		141				
	3月以上6月未満		142				
	6月以上9月未満		143				
	9月以上12月未満		144				
	12月以上		145				
38	3月未満		145				
	3月以上6月未満		146				
	6月以上9月未満		147				
	9月以上12月未満		148				
	12月以上		149				

エ 教育職本給表（一）の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	旧 級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1
	12月以上	5	5	5	1
3	3月未満	5	5	5	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1
	12月以上	9	9	9	1
4	3月未満	9	9	9	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2
	6月以上9月未満	11	11	11	3
	9月以上12月未満	12	12	12	4
	12月以上	13	13	13	5
5	3月未満	13	13	13	5
	3月以上6月未満	14	14	14	6
	6月以上9月未満	15	15	15	7
	9月以上12月未満	16	16	16	8
	12月以上	17	17	17	9
6	3月未満	17	17	17	9
	3月以上6月未満	18	18	18	10
	6月以上9月未満	19	19	19	11
	9月以上12月未満	20	20	20	12
	12月以上	21	21	21	13
7	3月未満	21	21	21	13
	3月以上6月未満	22	22	22	14
	6月以上9月未満	23	23	23	15
	9月以上12月未満	24	24	24	16
	12月以上	25	25	25	17
8	3月未満	25	25	25	17
	3月以上6月未満	26	26	26	18
	6月以上9月未満	27	27	27	19
	9月以上12月未満	28	28	28	20
	12月以上	29	29	29	21
9	3月未満	29	29	29	21
	3月以上6月未満	30	30	30	22
	6月以上9月未満	31	31	31	23
	9月以上12月未満	32	32	32	24
	12月以上	33	33	33	25
10	3月未満	33	33	33	25
	3月以上6月未満	34	34	34	26
	6月以上9月未満	35	35	35	27
	9月以上12月未満	36	36	36	28
	12月以上	37	37	37	29
11	3月未満	37	37	37	29
	3月以上6月未満	38	38	38	30
	6月以上9月未満	39	39	39	31
	9月以上12月未満	40	40	40	32
	12月以上	41	41	41	33

旧号給	旧 級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
12	3月未満	41	41	41	33
	3月以上6月未満	42	42	42	34
	6月以上9月未満	43	43	43	35
	9月以上12月未満	44	44	44	36
	12月以上	45	45	45	37
13	3月未満	45	45	45	37
	3月以上6月未満	46	46	46	38
	6月以上9月未満	47	47	47	39
	9月以上12月未満	48	48	48	40
	12月以上	49	49	49	41
14	3月未満	49	49	49	41
	3月以上6月未満	50	50	50	42
	6月以上9月未満	51	51	51	43
	9月以上12月未満	52	52	52	44
	12月以上	53	53	53	45
15	3月未満	53	53	53	45
	3月以上6月未満	54	54	54	46
	6月以上9月未満	55	55	55	47
	9月以上12月未満	56	56	56	48
	12月以上	57	57	57	49
16	3月未満	57	57	57	49
	3月以上6月未満	58	58	58	50
	6月以上9月未満	59	59	59	51
	9月以上12月未満	60	60	60	52
	12月以上	61	61	61	53
17	3月未満	61	61	61	53
	3月以上6月未満	62	62	62	54
	6月以上9月未満	63	63	63	55
	9月以上12月未満	64	64	64	56
	12月以上	65	65	65	57
18	3月未満	65	65	65	57
	3月以上6月未満	66	66	66	58
	6月以上9月未満	67	67	67	59
	9月以上12月未満	68	68	68	60
	12月以上	69	69	69	61
19	3月未満	69	69	69	61
	3月以上6月未満	70	70	70	62
	6月以上9月未満	71	71	71	63
	9月以上12月未満	72	72	72	64
	12月以上	73	73	73	65
20	3月未満	73	73	73	65
	3月以上6月未満	74	74	74	66
	6月以上9月未満	75	75	75	67
	9月以上12月未満	76	76	76	68
	12月以上	77	77	77	69
21	3月未満	77	77	77	69
	3月以上6月未満	78	78	78	70
	6月以上9月未満	79	79	79	71
	9月以上12月未満	80	80	80	72
	12月以上	81	81	81	73
22	3月未満	81	81	81	73
	3月以上6月未満	82	82	82	74
	6月以上9月未満	83	83	83	75
	9月以上12月未満	84	84	84	76
	12月以上	85	85	85	77

旧号給	旧 級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
23	3月未満	85	85	85	77
	3月以上6月未満	86	86	86	78
	6月以上9月未満	87	87	87	79
	9月以上12月未満	88	88	88	80
	12月以上	89	89	89	81
24	3月未満	89	89	89	81
	3月以上6月未満	90	90	90	82
	6月以上9月未満	91	91	91	83
	9月以上12月未満	92	92	92	84
	12月以上	93	93	93	85
25	3月未満	93	93	93	85
	3月以上6月未満	94	94	94	86
	6月以上9月未満	95	95	95	87
	9月以上12月未満	96	96	96	88
	12月以上	97	97	97	89
26	3月未満	97	97	97	89
	3月以上6月未満	98	98	98	90
	6月以上9月未満	99	99	99	91
	9月以上12月未満	100	100	100	92
	12月以上	101	101	101	93
27	3月未満	101	101	101	
	3月以上6月未満	102	102	102	
	6月以上9月未満	103	103	103	
	9月以上12月未満	104	104	104	
	12月以上	105	105	105	
28	3月未満	105	105	105	
	3月以上6月未満	106	106	106	
	6月以上9月未満	107	107	107	
	9月以上12月未満	108	108	108	
	12月以上	109	109	109	
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
	3月以上6月未満	114	114		
	6月以上9月未満	115	115		
	9月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未満	117	117		
	3月以上6月未満	118	118		
	6月以上9月未満	119	119		
	9月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	122	122		
	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	126	126		
	6月以上9月未満	127	127		
	9月以上12月未満	128	128		
	12月以上	129	129		

旧号給	旧 級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
34	3月未満	129	129		
	3月以上6月未満	130	130		
	6月以上9月未満	131	131		
	9月以上12月未満	132	132		
	12月以上	133	133		
35	3月未満	133			
	3月以上6月未満	134			
	6月以上9月未満	135			
	9月以上12月未満	136			
	12月以上	137			
36	3月未満	137			
	3月以上6月未満	138			
	6月以上9月未満	139			
	9月以上12月未満	140			
	12月以上	141			
37	3月未満	141			
	3月以上6月未満	142			
	6月以上9月未満	143			
	9月以上12月未満	144			
	12月以上	145			
38	3月未満	145			
	3月以上6月未満	146			
	6月以上9月未満	147			
	9月以上12月未満	148			
	12月以上	149			

オ 教育職本給表（二）の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	旧 級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	1	1
	12月以上	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	4	1
	12月以上	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	8	1
	12月以上	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	12	4
	12月以上	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	16	8
	12月以上	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	20	12
	12月以上	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	24	16
	12月以上	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21
11	3月未満	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25

旧号給	旧 級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
12	3月未満	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
13	3月未満	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
14	3月未満	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
15	3月未満	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	46	37
	6月以上9月未満	55	55	47	37
	9月以上12月未満	56	56	48	37
	12月以上	57	57	49	37
16	3月未満	57	57	49	
	3月以上6月未満	58	58	50	
	6月以上9月未満	59	59	51	
	9月以上12月未満	60	60	52	
	12月以上	61	61	53	
17	3月未満	61	61	53	
	3月以上6月未満	62	62	54	
	6月以上9月未満	63	63	55	
	9月以上12月未満	64	64	56	
	12月以上	65	65	57	
18	3月未満	65	65	57	
	3月以上6月未満	66	66	58	
	6月以上9月未満	67	67	59	
	9月以上12月未満	68	68	60	
	12月以上	69	69	61	
19	3月未満	69	69	61	
	3月以上6月未満	70	70	62	
	6月以上9月未満	71	71	63	
	9月以上12月未満	72	72	64	
	12月以上	73	73	65	
20	3月未満	73	73	65	
	3月以上6月未満	74	74	66	
	6月以上9月未満	75	75	67	
	9月以上12月未満	76	76	68	
	12月以上	77	77	69	
21	3月未満	77	77	69	
	3月以上6月未満	78	78	70	
	6月以上9月未満	79	79	71	
	9月以上12月未満	80	80	72	
	12月以上	81	81	73	
22	3月未満	81	81	73	
	3月以上6月未満	82	82	74	
	6月以上9月未満	83	83	75	
	9月以上12月未満	84	84	76	
	12月以上	85	85	77	

旧号給	旧 級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
23	3月未満	85	85	77	
	3月以上6月未満	86	86	77	
	6月以上9月未満	87	87	77	
	9月以上12月未満	88	88	77	
	12月以上	89	89	77	
24	3月未満	89	89		
	3月以上6月未満	90	90		
	6月以上9月未満	91	91		
	9月以上12月未満	92	92		
	12月以上	93	93		
25	3月未満	93	93		
	3月以上6月未満	94	94		
	6月以上9月未満	95	95		
	9月以上12月未満	96	96		
	12月以上	97	97		
26	3月未満	97	97		
	3月以上6月未満	98	98		
	6月以上9月未満	99	99		
	9月以上12月未満	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	106		
	6月以上9月未満	107	107		
	9月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
	3月以上6月未満	114	114		
	6月以上9月未満	115	115		
	9月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未満	117	117		
	3月以上6月未満	118	118		
	6月以上9月未満	119	119		
	9月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	122	122		
	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	126	126		
	6月以上9月未満	127	127		
	9月以上12月未満	128	128		
	12月以上	129	129		

旧号給	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間					
34	3月未満		129			
	3月以上6月未満		130			
	6月以上9月未満		131			
	9月以上12月未満		132			
	12月以上		133			
35	3月未満		133			
	3月以上6月未満		134			
	6月以上9月未満		135			
	9月以上12月未満		136			
	12月以上		137			
36	3月未満		137			
	3月以上6月未満		138			
	6月以上9月未満		139			
	9月以上12月未満		140			
	12月以上		141			
37	3月未満		141			
	3月以上6月未満		142			
	6月以上9月未満		143			
	9月以上12月未満		144			
	12月以上		145			
38	3月未満		145			
	3月以上6月未満		146			
	6月以上9月未満		147			
	9月以上12月未満		148			
	12月以上		149			
39	3月未満		149			
	3月以上6月未満		150			
	6月以上9月未満		151			
	9月以上12月未満		152			
	12月以上		153			
40	3月未満		153			
	3月以上6月未満		153			
	6月以上9月未満		153			
	9月以上12月未満		153			
	12月以上		153			

カ 教育職本給表（三）の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	1
	6月以上9月未満	15	15	11	1
	9月以上12月未満	16	16	12	1
	12月以上	17	17	13	1
6	3月未満	17	17	13	1
	3月以上6月未満	18	18	14	2
	6月以上9月未満	19	19	15	3
	9月以上12月未満	20	20	16	4
	12月以上	21	21	17	5
7	3月未満	21	21	17	5
	3月以上6月未満	22	22	18	6
	6月以上9月未満	23	23	19	7
	9月以上12月未満	24	24	20	8
	12月以上	25	25	21	9
8	3月未満	25	25	21	9
	3月以上6月未満	26	26	22	10
	6月以上9月未満	27	27	23	11
	9月以上12月未満	28	28	24	12
	12月以上	29	29	25	13
9	3月未満	29	29	25	13
	3月以上6月未満	30	30	26	14
	6月以上9月未満	31	31	27	15
	9月以上12月未満	32	32	28	16
	12月以上	33	33	29	17
10	3月未満	33	33	29	17
	3月以上6月未満	34	34	30	18
	6月以上9月未満	35	35	31	19
	9月以上12月未満	36	36	32	20
	12月以上	37	37	33	21
11	3月未満	37	37	33	21
	3月以上6月未満	38	38	34	22
	6月以上9月未満	39	39	35	23
	9月以上12月未満	40	40	36	24
	12月以上	41	41	37	25

旧号給	旧 級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
12	3月未満	41	41	37	25
	3月以上6月未満	42	42	38	26
	6月以上9月未満	43	43	39	27
	9月以上12月未満	44	44	40	28
	12月以上	45	45	41	29
13	3月未満	45	45	41	29
	3月以上6月未満	46	46	42	30
	6月以上9月未満	47	47	43	31
	9月以上12月未満	48	48	44	32
	12月以上	49	49	45	33
14	3月未満	49	49	45	33
	3月以上6月未満	50	50	46	34
	6月以上9月未満	51	51	47	35
	9月以上12月未満	52	52	48	36
	12月以上	53	53	49	37
15	3月未満	53	53	49	37
	3月以上6月未満	54	54	50	37
	6月以上9月未満	55	55	51	37
	9月以上12月未満	56	56	52	37
	12月以上	57	57	53	37
16	3月未満	57	57	53	
	3月以上6月未満	58	58	54	
	6月以上9月未満	59	59	55	
	9月以上12月未満	60	60	56	
	12月以上	61	61	57	
17	3月未満	61	61	57	
	3月以上6月未満	62	62	58	
	6月以上9月未満	63	63	59	
	9月以上12月未満	64	64	60	
	12月以上	65	65	61	
18	3月未満	65	65	61	
	3月以上6月未満	66	66	62	
	6月以上9月未満	67	67	63	
	9月以上12月未満	68	68	64	
	12月以上	69	69	65	
19	3月未満	69	69	65	
	3月以上6月未満	70	70	66	
	6月以上9月未満	71	71	67	
	9月以上12月未満	72	72	68	
	12月以上	73	73	69	
20	3月未満	73	73	69	
	3月以上6月未満	74	74	70	
	6月以上9月未満	75	75	71	
	9月以上12月未満	76	76	72	
	12月以上	77	77	73	
21	3月未満	77	77	73	
	3月以上6月未満	78	78	74	
	6月以上9月未満	79	79	75	
	9月以上12月未満	80	80	76	
	12月以上	81	81	77	
22	3月未満	81	81	77	
	3月以上6月未満	82	82	78	
	6月以上9月未満	83	83	79	
	9月以上12月未満	84	84	80	
	12月以上	85	85	81	

旧号給	旧 級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
23	3月未満	85	85	81	
	3月以上6月未満	86	86	82	
	6月以上9月未満	87	87	83	
	9月以上12月未満	88	88	84	
	12月以上	89	89	85	
24	3月未満	89	89	85	
	3月以上6月未満	90	90	86	
	6月以上9月未満	91	91	87	
	9月以上12月未満	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3月未満	93	93	89	
	3月以上6月未満	94	94	90	
	6月以上9月未満	95	95	91	
	9月以上12月未満	96	96	92	
	12月以上	97	97	93	
26	3月未満	97	97	93	
	3月以上6月未満	98	98	93	
	6月以上9月未満	99	99	93	
	9月以上12月未満	100	100	93	
	12月以上	101	101	93	
27	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	106		
	6月以上9月未満	107	107		
	9月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
	3月以上6月未満	114	114		
	6月以上9月未満	115	115		
	9月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未満	117	117		
	3月以上6月未満	118	118		
	6月以上9月未満	119	119		
	9月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	122	122		
	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	125	126		
	6月以上9月未満	125	127		
	9月以上12月未満	125	128		
	12月以上	125	129		

旧号給	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間					
34	3月未満			129		
	3月以上6月未満			130		
	6月以上9月未満			131		
	9月以上12月未満			132		
	12月以上			133		
35	3月未満			133		
	3月以上6月未満			134		
	6月以上9月未満			135		
	9月以上12月未満			136		
	12月以上			137		
36	3月未満			137		
	3月以上6月未満			138		
	6月以上9月未満			139		
	9月以上12月未満			140		
	12月以上			141		

キ 医療職本給表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級					
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1
	12月以上	9	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4
	12月以上	13	13	13	9	5
5	3月未満	13	13	13	9	5
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8
	12月以上	17	17	17	13	9
6	3月未満	17	17	17	13	9
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12
	12月以上	21	21	21	17	13
7	3月未満	21	21	21	17	13
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16
	12月以上	25	25	25	21	17
8	3月未満	25	25	25	21	17
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20
	12月以上	29	29	29	25	21
9	3月未満	29	29	29	25	21
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24
	12月以上	33	33	33	29	25
10	3月未満	33	33	33	29	25
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28
	12月以上	37	37	37	33	29
11	3月未満	37	37	37	33	29
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32
	12月以上	41	41	41	37	33

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
12	3月未満	41	41	41	37	33
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36
	12月以上	45	45	45	41	37
13	3月未満	45	45	45	41	37
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40
	12月以上	49	49	49	45	41
14	3月未満	49	49	49	45	41
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44
	12月以上	53	53	53	49	45
15	3月未満	53	53	53	49	45
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48
	12月以上	57	57	57	53	49
16	3月未満	57	57	57	53	49
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52
	12月以上	61	61	61	57	53
17	3月未満	61	61	61	57	53
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56
	12月以上	65	65	65	61	57
18	3月未満	65	65	65	61	57
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60
	12月以上	69	69	69	65	61
19	3月未満	69	69	69	65	61
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64
	12月以上	73	73	73	69	65
20	3月未満	73	73	73	69	65
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68
	12月以上	77	77	77	73	69
21	3月未満	77	77	77	73	69
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72
	12月以上	81	81	81	77	73
22	3月未満	81	81	81	77	73
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76
	12月以上	85	85	85	81	77

旧号給	旧 級					
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
23	3月未満	85	85	85	81	77
	3月以上6月未満	85	86	86	82	78
	6月以上9月未満	85	87	87	83	79
	9月以上12月未満	85	88	88	84	80
	12月以上	85	89	89	85	81
24	3月未満		89	89	85	
	3月以上6月未満		90	90	86	
	6月以上9月未満		91	91	87	
	9月以上12月未満		92	92	88	
	12月以上		93	93	89	
25	3月未満		93	93	89	
	3月以上6月未満		94	94	90	
	6月以上9月未満		95	95	91	
	9月以上12月未満		96	96	92	
	12月以上		97	97	93	
26	3月未満		97	97	93	
	3月以上6月未満		98	98	94	
	6月以上9月未満		99	99	95	
	9月以上12月未満		100	100	96	
	12月以上		101	101	97	
27	3月未満		101	101	97	
	3月以上6月未満		102	102	98	
	6月以上9月未満		103	103	99	
	9月以上12月未満		104	104	100	
	12月以上		105	105	101	
28	3月未満		105	105		
	3月以上6月未満		105	106		
	6月以上9月未満		105	107		
	9月以上12月未満		105	108		
	12月以上		105	109		
29	3月未満			109		
	3月以上6月未満			110		
	6月以上9月未満			111		
	9月以上12月未満			112		
	12月以上			113		
30	3月未満			113		
	3月以上6月未満			113		
	6月以上9月未満			113		
	9月以上12月未満			113		
	12月以上			113		

ク 医療職本給表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級					
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1
	12月以上	9	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4
	12月以上	13	13	13	9	5
5	3月未満	13	13	13	9	5
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8
	12月以上	17	17	17	13	9
6	3月未満	17	17	17	13	9
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12
	12月以上	21	21	21	17	13
7	3月未満	21	21	21	17	13
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16
	12月以上	25	25	25	21	17
8	3月未満	25	25	25	21	17
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20
	12月以上	29	29	29	25	21
9	3月未満	29	29	29	25	21
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24
	12月以上	33	33	33	29	25
10	3月未満	33	33	33	29	25
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28
	12月以上	37	37	37	33	29
11	3月未満	37	37	37	33	29
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32
	12月以上	41	41	41	37	33

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
12	3月未満	41	41	41	37	33
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36
	12月以上	45	45	45	41	37
13	3月未満	45	45	45	41	37
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40
	12月以上	49	49	49	45	41
14	3月未満	49	49	49	45	41
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44
	12月以上	53	53	53	49	45
15	3月未満	53	53	53	49	45
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48
	12月以上	57	57	57	53	49
16	3月未満	57	57	57	53	49
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52
	12月以上	61	61	61	57	53
17	3月未満	61	61	61	57	53
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56
	12月以上	65	65	65	61	57
18	3月未満	65	65	65	61	57
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60
	12月以上	69	69	69	65	61
19	3月未満	69	69	69	65	61
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64
	12月以上	73	73	73	69	65
20	3月未満	73	73	73	69	65
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68
	12月以上	77	77	77	73	69
21	3月未満	77	77	77	73	69
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72
	12月以上	81	81	81	77	73
22	3月未満	81	81	81	77	73
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76
	12月以上	85	85	85	81	77

旧号給	旧 級					
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
23	3月未満	85	85	85	81	77
	3月以上6月未満	86	86	86	82	78
	6月以上9月未満	87	87	87	83	79
	9月以上12月未満	88	88	88	84	80
	12月以上	89	89	89	85	81
24	3月未満	89	89	89	85	81
	3月以上6月未満	90	90	90	86	82
	6月以上9月未満	91	91	91	87	83
	9月以上12月未満	92	92	92	88	84
	12月以上	93	93	93	89	85
25	3月未満	93	93	93	89	
	3月以上6月未満	94	94	94	90	
	6月以上9月未満	95	95	95	91	
	9月以上12月未満	96	96	96	92	
	12月以上	97	97	97	93	
26	3月未満	97	97	97	93	
	3月以上6月未満	98	98	98	94	
	6月以上9月未満	99	99	99	95	
	9月以上12月未満	100	100	100	96	
	12月以上	101	101	101	97	
27	3月未満	101	101	101	97	
	3月以上6月未満	102	102	102	98	
	6月以上9月未満	103	103	103	99	
	9月以上12月未満	104	104	104	100	
	12月以上	105	105	105	101	
28	3月未満	105	105	105	101	
	3月以上6月未満	106	106	106	102	
	6月以上9月未満	107	107	107	103	
	9月以上12月未満	108	108	108	104	
	12月以上	109	109	109	105	
29	3月未満	109	109	109		
	3月以上6月未満	110	110	110		
	6月以上9月未満	111	111	111		
	9月以上12月未満	112	112	112		
	12月以上	113	113	113		
30	3月未満	113	113	113		
	3月以上6月未満	114	114	114		
	6月以上9月未満	115	115	115		
	9月以上12月未満	116	116	116		
	12月以上	117	117	117		
31	3月未満	117	117	117		
	3月以上6月未満	118	118	118		
	6月以上9月未満	119	119	119		
	9月以上12月未満	120	120	120		
	12月以上	121	121	121		
32	3月未満	121	121			
	3月以上6月未満	122	122			
	6月以上9月未満	123	123			
	9月以上12月未満	124	124			
	12月以上	125	125			
33	3月未満	125	125			
	3月以上6月未満	126	126			
	6月以上9月未満	127	127			
	9月以上12月未満	128	128			
	12月以上	129	129			

旧号給	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間						
34	3月未満		129	129			
	3月以上6月未満		130	130			
	6月以上9月未満		131	131			
	9月以上12月未満		132	132			
	12月以上		133	133			
35	3月未満		133	133			
	3月以上6月未満		134	134			
	6月以上9月未満		135	135			
	9月以上12月未満		136	136			
	12月以上		137	137			
36	3月未満		137	137			
	3月以上6月未満		138	138			
	6月以上9月未満		139	139			
	9月以上12月未満		140	140			
	12月以上		141	141			
37	3月未満		141	141			
	3月以上6月未満		142	142			
	6月以上9月未満		143	143			
	9月以上12月未満		144	144			
	12月以上		145	145			
38	3月未満		145	145			
	3月以上6月未満		146	146			
	6月以上9月未満		147	147			
	9月以上12月未満		148	148			
	12月以上		149	149			
39	3月未満		149				
	3月以上6月未満		150				
	6月以上9月未満		151				
	9月以上12月未満		152				
	12月以上		153				
40	3月未満		153				
	3月以上6月未満		154				
	6月以上9月未満		155				
	9月以上12月未満		156				
	12月以上		157				
41	3月未満		157				
	3月以上6月未満		158				
	6月以上9月未満		159				
	9月以上12月未満		160				
	12月以上		161				

附則別表第3 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である教職員の号給の切替表

ア 旧級が一般職本給表(一)の11級である教職員の新号給

旧号給	新 級		
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1

旧号給	新 級	9 級	10級
	経過期間		
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

イ 旧級が教育職本給表（一）の5級である教職員の新号給

旧号給	新 級		
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
7	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
8	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
9	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
10	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1

旧号給	新 級	5 級	6 級
	経過期間		
11	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	1
	6月以上9月未満	23	1
	9月以上12月未満	24	1
	12月以上	25	1
12	3月未満	25	1
	3月以上6月未満	26	1
	6月以上9月未満	27	1
	9月以上12月未満	28	1
	12月以上	29	1
13	3月未満	29	1
	3月以上6月未満	30	1
	6月以上9月未満	31	1
	9月以上12月未満	32	1
	12月以上	33	1
14	3月未満	33	1
	3月以上6月未満	34	1
	6月以上9月未満	35	1
	9月以上12月未満	36	1
	12月以上	37	1
15	3月未満	37	1
	3月以上6月未満	38	1
	6月以上9月未満	39	1
	9月以上12月未満	40	1
	12月以上	41	1
16	3月未満	41	1
	3月以上6月未満	42	1
	6月以上9月未満	43	1
	9月以上12月未満	44	1
	12月以上	45	1
17	3月未満	45	1
	3月以上6月未満	46	1
	6月以上9月未満	47	1
	9月以上12月未満	48	1
	12月以上	49	1
18	3月未満	49	1
	3月以上6月未満	50	1
	6月以上9月未満	51	1
	9月以上12月未満	52	1
	12月以上	53	1
19	3月未満	53	1
	3月以上6月未満	54	1
	6月以上9月未満	55	1
	9月以上12月未満	56	1
	12月以上	57	1
20	3月未満	57	1
	3月以上6月未満	58	2
	6月以上9月未満	59	3
	9月以上12月未満	60	4
	12月以上	61	5

旧号給	新 級	5 級	6 級
	経過期間		
21	3 月未満	61	5
	3 月以上 6 月未満	62	6
	6 月以上 9 月未満	63	7
	9 月以上12月未満	64	8
	12月以上	65	9
22	3 月未満	65	9
	3 月以上 6 月未満	66	9
	6 月以上 9 月未満	67	10
	9 月以上12月未満	68	10
	12月以上	69	11
23	3 月未満	69	11
	3 月以上 6 月未満	70	11
	6 月以上 9 月未満	71	12
	9 月以上12月未満	72	12
	12月以上	73	13

附則別表第4 指定職本給表の適用を受ける教職員の号給
の切替表

旧 号 給	新 号 給
1 から 4 まで	1
5	2
6	3
7	4

附則別表第5 旧級が一般職本給表(一)の11級又は教育職本給表(一)の5級である
教職員以外の教職員の新号給

ア 一般職本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額					
4級	365,400	85	85	86	86	87
	367,600	87	87	88	88	89
	369,800	89	90	91	92	93
	372,000	93	94	95	96	97
	374,200	97	98	99	100	101
	376,400	101	102	103	104	105
	378,600	105	106	107	108	109
	380,800	109	109	110	110	111
	383,000	111	111	112	112	113
5級	383,000	109	110	111	112	113
6級	418,700	89	90	91	92	93
7級	429,200	77	78	79	80	81
	432,700	81	82	83	84	85
8級	453,200	69	70	71	72	73
	456,800	73	74	75	76	77
9級	489,400	53	54	55	56	57
	493,500	57	58	59	60	61
10級	513,000	37	38	39	40	41
	517,400	41	42	43	44	45

イ 一般職本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額					
2級	278,600	129	130	131	132	133
	280,100	133	134	135	136	137
3級	308,600	97	98	99	100	101
	310,400	101	102	103	104	105
	312,200	105	106	107	108	109
	314,000	109	109	110	110	111
4級	326,100	129	130	131	132	133
5級	350,300	93	94	95	96	97
	352,500	97	98	99	100	101

ウ 技術職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額					
1級	355,500	149	150	151	152	153
	357,700	153	154	155	156	157
2級	412,200	133	134	135	136	137
	415,000	137	138	139	140	141
3級	472,500	109	110	111	112	113
	475,500	113	114	115	116	117
4級	505,300	93	94	95	96	97
	508,600	97	98	99	100	101
5級	592,800	73	74	75	76	77
	597,400	77	78	79	80	81

エ 教育職本給表（一）の適用を受ける教員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額					
1級	355,500	149	150	151	152	153
	357,700	153	154	155	156	157
2級	412,200	133	134	135	136	137
	415,000	137	138	139	140	141
3級	472,500	109	110	111	112	113
	475,500	113	114	115	116	117
4級	505,300	93	94	95	96	97
	508,600	97	98	99	100	101

オ 教育職本給表（二）の適用を受ける教員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額					
2級	457,000	129	130	131	132	133
	459,800	133	134	135	136	137

カ 教育職本給表（三）の適用を受ける教員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額					
2級	443,200	141	142	143	144	145
	445,600	145	146	147	148	149

キ 医療職本給表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額					
4級	386,900	101	102	103	104	105
5級	424,900	81	82	83	84	85

ク 医療職本給表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額					
1級	321,000	161	162	163	164	165
	322,800	165	166	167	168	169
2級	369,600	149	150	151	152	153
3級	396,600	121	122	123	124	125
4級	408,600	105	106	107	108	109
	411,000	109	110	111	112	113
5級	428,900	85	86	87	88	89
	431,400	89	90	91	92	93

附則別表第6 旧級が一般職本給表(一)の11級又は教育職本給表(一)の5級である
教職員の新号給

ア 旧級が一般職本給表(一)の11級である職員の新号給

旧本給月額	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	新級					
580,300	9級	37	38	39	40	41
	10級	14	14	15	15	15

イ 旧級が教育職本給表(一)の5級である教員の新号給

旧本給月額	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	新級					
592,800	5級	73	74	75	76	77
	6級	13	13	14	14	15
597,400	5級	77	78	79	80	81

附則別表第1(21規則14 附則第3項関係)

区 分		割 合
(1) 勤務成績が特に優秀な者	特定幹部教職員	110.0/100
	上記以外	91.5/100
(2) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	96.5/100
	上記以外	77.5/100
(3) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	82.0/100
	上記以外	67.0/100
(4) 勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	72.0/100
	上記以外	57.0/100
(5) 訓告、文書による嚴重注意等の矯正措置の対象となる事実があった者	特定幹部教職員	67.5/100
	上記以外	57.0/100
(6) 戒告の処分を受けた者	特定幹部教職員	63.5/100
	上記以外	52.0/100
(7) 出勤停止又は減給の処分を受けた者	特定幹部教職員	45.5/100
	上記以外	43.0/100
(8) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	27.5/100
	上記以外	33.5/100

附則別表第2(21規則14 附則第3項関係)

区 分		割 合
		6月期
(1) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	49.0/100
	上記以外	38.5/100
(2) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	40.0/100
	上記以外	30.0/100
(3) 勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	35.5/100
	上記以外	27.5/100
(4) 訓告、文書による嚴重注意等の矯正措置の対象となる事実があった者	特定幹部教職員	33.5/100
	上記以外	27.5/100
(5) 戒告の処分を受けた者	特定幹部教職員	31.0/100
	上記以外	25.5/100
(6) 出勤停止又は減給の処分を受けた者	特定幹部教職員	22.0/100
	上記以外	21.5/100
(7) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	13.5/100
	上記以外	17.0/100

附則別表第1(21規則56 附則第3項関係)

区 分		割 合
(1) 勤務成績が特に優秀な者	特定幹部教職員	123.5/100
	上記以外	91.5/100
(2) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	108.5/100
	上記以外	77.5/100
(3) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	92.0/100
	上記以外	67.0/100
(4) 勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	81.0/100
	上記以外	57.0/100
(5) 訓告、文書による嚴重注意等の矯正措置の対象となる事実があった者	特定幹部教職員	76.0/100
	上記以外	57.0/100
(6) 戒告の処分を受けた者	特定幹部教職員	71.0/100
	上記以外	52.0/100
(7) 出勤停止又は減給の処分を受けた者	特定幹部教職員	51.0/100
	上記以外	43.0/100
(8) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	27.5/100
	上記以外	33.5/100

附則別表第2(21規則56 附則第3項関係)

区 分		割 合
(1) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	60.0/100
	上記以外	50.0/100
(2) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	50.0/100
	上記以外	40.0/100
(3) 勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	45.0/100
	上記以外	37.0/100
(4) 訓告、文書による嚴重注意等の矯正措置の対象となる事実があった者	特定幹部教職員	42.5/100
	上記以外	37.0/100
(5) 戒告の処分を受けた者	特定幹部教職員	40.0/100
	上記以外	35.0/100
(6) 出勤停止又は減給の処分を受けた者	特定幹部教職員	30.0/100
	上記以外	30.0/100
(7) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	20.0/100
	上記以外	25.0/100

別表第1

一般職本給表(一)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600	520,900
2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700	523,800
3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700	526,900
4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700	530,000
5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700	533,100
6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700	535,400
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700	537,900
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800	540,300
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500	542,700
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600	544,500
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700	548,200
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400	549,900
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700	551,300
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000	552,600
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300	553,700
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400	555,000
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800	556,000
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300	556,900
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700	557,800
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900	558,700
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300	
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800	
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300	
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400	
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500	
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700	
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900	
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900	
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800	
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700	
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600	
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400	
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300	
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000	
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500	
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200	
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800	
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600	
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200	
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700	
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800		
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200		
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500		
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800		

一般職本給表(一)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200			
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600			
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300			
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800			
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200			
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600			
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000			
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400			
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800			
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200			
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500			
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800			
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200			
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500			
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800			
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100			
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300				
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600				
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900				
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200				
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500				
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800				
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100				
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300				
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600				
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900				
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200				
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400				
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700				
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000				
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200				
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400				
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700				
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000				
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200				
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400				
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700				
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000				
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200				
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400				
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500					
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800					
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000					
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200					
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500					

一般職本給表(一)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800					
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000					
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200					
94		294,000	341,800							
95		294,400	342,300							
96		294,800	342,700							
97		295,000	342,800							
98		295,300	343,300							
99		295,700	343,700							
100		296,100	344,000							
101		296,300	344,300							
102		296,600	344,700							
103		297,000	345,100							
104		297,300	345,500							
105		297,500	346,000							
106		297,800	346,400							
107		298,200	346,800							
108		298,500	347,200							
109		298,700	347,700							
110		299,100	348,100							
111		299,500	348,400							
112		299,800	348,700							
113		299,900	349,200							
114		300,200								
115		300,500								
116		300,900								
117		301,100								
118		301,300								
119		301,600								
120		301,900								
121		302,300								
122		302,500								
123		302,800								
124		303,100								
125		303,400								
再雇用 職員	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200	520,600

備考 この表は、他の本給表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2

一般職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	127,900	179,200	200,900	248,200
2	128,800	180,700	202,300	249,400
3	129,800	182,200	203,700	250,500
4	130,700	183,700	205,000	251,700
5	131,700	185,000	206,300	252,600
6	132,700	186,500	207,700	253,900
7	133,700	187,900	209,100	255,000
8	134,700	189,300	210,500	256,200
9	135,500	190,700	211,900	257,300
10	136,500	191,900	213,500	258,400
11	137,500	193,200	215,100	259,600
12	138,600	194,300	216,500	260,800
13	139,400	195,500	217,800	261,800
14	140,400	196,600	219,300	262,900
15	141,400	197,700	220,800	263,900
16	142,400	198,800	222,100	264,900
17	143,500	199,900	223,100	266,000
18	144,700	201,000	223,900	267,200
19	145,900	202,000	224,800	268,300
20	147,100	203,000	225,800	269,200
21	148,200	204,000	226,700	270,200
22	149,400	205,100	228,200	271,300
23	150,600	206,200	229,500	272,400
24	151,800	207,200	230,600	273,400
25	153,000	208,100	232,100	274,400
26	154,500	209,000	233,400	275,500
27	156,000	209,700	234,700	276,600
28	157,500	210,600	236,000	277,700
29	158,900	211,500	237,100	278,600
30	160,400	212,700	238,300	279,700
31	161,900	213,700	239,600	280,700
32	163,400	214,600	240,800	281,700
33	164,900	215,300	241,900	282,600
34	166,700	216,500	243,200	283,500
35	168,500	217,600	244,300	284,500
36	170,300	218,800	245,500	285,600
37	172,100	219,600	246,800	286,300
38	173,800	220,800	248,000	287,200
39	175,500	222,000	249,300	288,100
40	177,200	223,100	250,600	289,000
41	178,800	224,000	251,600	289,800
42	180,200	225,200	252,900	290,800
43	181,600	226,200	254,000	291,800
44	183,000	227,300	255,300	292,700
45	184,500	228,400	256,200	293,400

一般職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
46	185,900	229,500	257,300	294,300
47	187,300	230,600	258,500	295,200
48	188,700	231,600	259,500	296,100
49	190,000	232,600	260,700	296,800
50	191,200	233,700	261,900	297,400
51	192,300	234,800	263,100	298,100
52	193,500	236,000	264,000	298,900
53	194,600	237,100	265,100	299,500
54	195,700	238,100	266,200	300,300
55	196,800	239,000	267,400	301,000
56	197,900	239,800	268,600	301,700
57	199,000	240,800	269,500	302,400
58	200,000	241,800	270,500	303,100
59	201,000	242,800	271,600	303,900
60	202,000	243,700	272,600	304,600
61	203,100	244,700	273,700	305,200
62	204,000	245,600	274,800	305,900
63	204,900	246,500	275,700	306,600
64	205,800	247,400	276,800	307,300
65	206,500	248,200	277,700	307,800
66	207,300	249,000	278,500	308,300
67	208,000	249,800	279,300	308,900
68	208,800	250,500	280,100	309,500
69	209,200	251,300	280,900	310,100
70	209,800	251,900	281,700	310,500
71	210,100	252,400	282,500	311,000
72	210,700	252,900	283,200	311,500
73	211,000	253,100	284,000	311,800
74	211,600	253,500	284,700	312,300
75	212,100	254,000	285,500	312,800
76	212,900	254,500	286,300	313,200
77	213,100	255,000	286,900	313,400
78	213,800	255,400	287,400	313,700
79	214,300	255,900	287,900	314,000
80	214,900	256,400	288,300	314,300
81	215,600	256,700	288,700	314,600
82	216,100	257,000	289,100	314,900
83	216,700	257,300	289,600	315,200
84	217,400	257,600	290,100	315,500
85	218,000	257,800	290,500	315,700
86	218,600	258,000	291,100	316,100
87	219,100	258,300	291,700	316,400
88	219,800	258,600	292,300	316,600
89	220,300	258,800	292,600	316,800
90	220,900	259,000	293,100	317,100

一般職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
91	221,500	259,400	293,600	317,400
92	222,000	259,600	294,000	317,700
93	222,400	259,900	294,400	317,900
94	222,900	260,300	294,900	318,200
95	223,400	260,600	295,400	318,500
96	223,900	260,900	295,900	318,700
97	224,500	261,100	296,200	318,900
98	225,000	261,400	296,600	319,200
99	225,500	261,600	297,100	319,500
100	226,000	261,900	297,600	319,700
101	226,400	262,200	298,000	319,900
102	226,900	262,400	298,400	
103	227,500	262,700	298,700	
104	228,100	263,000	299,000	
105	228,500	263,200	299,300	
106	229,000	263,400	299,700	
107	229,500	263,700	300,100	
108	229,900	263,900	300,500	
109	230,100	264,200	300,800	
110	230,500	264,500	301,200	
111	231,000	264,800	301,600	
112	231,500	265,000	301,900	
113	231,800	265,200	302,100	
114	232,300	265,500	302,400	
115	232,800	265,700	302,700	
116	233,300	265,900	302,900	
117	233,600	266,200	303,100	
118	234,000	266,500	303,400	
119	234,400	266,800	303,700	
120	234,800	267,100	303,900	
121	235,200	267,200	304,100	
122		267,500	304,400	
123		267,800	304,700	
124		268,100	304,900	
125		268,200	305,100	
126		268,500	305,400	
127		268,800	305,700	
128		269,100	305,900	
129		269,200	306,100	
130		269,500	306,400	
131		269,800	306,700	
132		270,100	306,900	
133		270,200	307,100	
134		270,500		
135		270,800		

一般職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
136		271,100		
137		271,200		
再雇用 職員	192,800	203,900	222,400	243,200

備考 この表は、調理師に適用する。

別表第3

技術職本給表

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	168,800	211,700	272,600	320,000	404,100
2	170,900	214,000	275,600	322,900	406,400
3	172,900	216,200	278,400	326,000	408,800
4	174,900	218,400	281,200	329,000	411,300
5	176,900	220,500	284,100	332,200	413,700
6	179,400	222,700	286,600	335,000	416,200
7	181,900	224,900	288,800	337,600	418,600
8	184,400	227,000	291,200	340,300	421,100
9	186,900	229,300	293,900	343,300	422,900
10	189,700	231,700	296,400	346,300	425,400
11	192,400	234,100	298,800	349,400	427,800
12	195,100	236,500	301,400	352,700	430,100
13	197,800	238,800	303,800	355,600	431,700
14	199,700	241,200	305,800	357,700	433,900
15	201,600	243,600	307,900	360,000	436,100
16	203,600	246,000	309,800	362,600	438,400
17	205,600	248,100	312,000	365,100	440,700
18	207,400	251,200	314,200	367,300	443,100
19	209,200	254,300	316,200	369,600	445,400
20	210,900	257,400	318,200	371,700	447,800
21	212,700	260,300	320,300	373,800	449,900
22	214,600	263,300	322,800	375,900	452,200
23	216,500	266,200	325,400	378,000	454,600
24	218,400	269,100	328,200	380,000	456,900
25	220,400	271,900	330,300	381,700	458,900
26	222,500	274,500	332,500	383,500	461,100
27	224,600	277,000	334,700	385,400	463,200
28	226,700	279,700	337,200	387,300	465,400
29	228,700	282,600	339,600	389,200	467,500
30	230,900	285,000	341,800	390,900	469,800
31	233,200	287,200	343,900	392,600	472,000
32	235,500	289,600	345,800	394,300	474,100
33	237,700	292,100	348,000	396,100	476,000
34	239,500	294,300	350,300	397,900	478,100
35	241,200	296,800	352,600	399,500	480,400
36	242,900	299,100	354,800	401,300	482,600
37	244,600	301,600	356,700	402,500	484,700
38	246,300	303,300	358,700	404,100	486,700
39	247,700	305,000	360,800	405,700	488,600
40	249,300	306,700	362,700	407,200	490,500
41	251,400	308,600	364,600	408,400	492,500
42	253,100	309,400	366,500	410,000	494,400
43	254,500	310,300	368,300	411,500	496,100
44	256,100	311,200	370,100	413,100	498,000
45	257,600	312,100	372,100	414,500	499,900

技術職本給表

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
46	259,100	313,200	373,900	416,100	501,700
47	260,800	314,100	375,500	417,500	503,500
48	262,200	315,200	377,300	419,100	505,400
49	263,600	316,200	379,000	420,500	507,100
50	264,400	317,300	380,600	421,800	508,800
51	265,000	318,200	382,400	423,100	510,600
52	265,900	319,100	384,100	424,400	512,500
53	266,600	320,300	385,300	425,100	514,100
54	267,500	321,300	386,800	426,100	515,700
55	268,200	322,400	388,200	427,000	517,400
56	269,100	323,400	389,800	427,900	519,000
57	269,900	324,400	391,200	428,800	520,600
58	271,100	325,500	392,600	429,700	521,900
59	272,100	326,600	393,900	430,600	523,200
60	273,200	327,600	395,400	431,500	524,400
61	274,200	328,600	396,700	432,400	525,600
62	275,300	329,600	398,100	433,300	526,600
63	276,300	330,700	399,600	434,300	527,600
64	277,300	331,800	401,100	435,400	528,600
65	278,200	332,700	402,100	436,300	529,200
66	279,100	333,800	403,200	437,300	530,100
67	280,200	334,600	404,200	438,300	531,000
68	281,300	335,700	405,300	439,200	531,900
69	282,300	336,500	406,300	440,200	532,800
70	283,400	337,600	407,200	441,200	533,600
71	284,400	338,600	408,000	442,100	534,300
72	285,500	339,700	408,800	443,100	534,800
73	286,300	340,200	409,600	444,100	535,500
74	287,400	341,200	410,500	445,000	536,000
75	288,500	342,200	411,300	445,900	536,800
76	289,500	343,200	412,100	446,900	537,400
77	290,200	344,200	412,800	447,700	537,900
78	291,200	345,200	413,300	448,200	538,500
79	292,200	346,100	413,700	448,900	539,100
80	293,100	347,000	414,100	449,500	539,700
81	294,100	348,000	414,400	450,300	540,300
82	295,000	349,000	414,800	451,000	
83	295,900	350,000	415,100	451,300	
84	296,800	351,000	415,500	451,900	
85	297,500	351,600	415,800	452,300	
86	298,300	352,200	416,200	452,700	
87	299,100	352,800	416,600	453,100	
88	300,000	353,400	417,000	453,400	
89	300,600	354,000	417,300	453,700	
90	301,200	354,400	417,700	454,100	

技術職本給表

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
91	301,900	354,800	418,100	454,500	
92	302,500	355,300	418,400	454,800	
93	303,200	355,800	418,700	455,100	
94	303,800	356,200	419,100	455,500	
95	304,400	356,700	419,400	455,800	
96	305,000	357,200	419,700	456,100	
97	305,700	357,800	420,000	456,400	
98	306,300	358,300	420,400	456,800	
99	306,900	358,700	420,700	457,100	
100	307,500	359,200	421,000	457,400	
101	307,900	359,600	421,300	457,700	
102	308,200	360,100	421,700		
103	308,500	360,400	422,000		
104	308,900	360,900	422,300		
105	309,200	361,400	422,600		
106	309,600	361,800	423,000		
107	309,900	362,300	423,300		
108	310,200	362,800	423,600		
109	310,600	363,200	423,900		
110	310,900	363,700	424,200		
111	311,300	364,200	424,500		
112	311,700	364,600	424,800		
113	312,000	365,000	425,100		
114	312,400	365,400	425,400		
115	312,700	365,900	425,700		
116	313,000	366,300	426,000		
117	313,200	366,700	426,200		
118	313,500	367,100			
119	313,900	367,600			
120	314,300	368,000			
121	314,500	368,300			
122	314,800	368,700			
123	315,200	369,200			
124	315,600	369,500			
125	315,800	369,900			
126	316,000	370,400			
127	316,300	370,900			
128	316,700	371,300			
129	316,900	371,700			
130	317,200	372,200			
131	317,600	372,700			
132	317,800	373,200			
133	318,000	373,700			
134	318,300	374,200			
135	318,700	374,700			

技術職本給表

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
136	318,900	375,200			
137	319,000	375,700			
138	319,200	376,200			
139	319,500	376,700			
140	319,800	377,200			
141	320,200	377,700			
142	320,500				
143	320,800				
144	321,100				
145	321,500				
146	321,800				
147	322,000				
148	322,300				
149	322,700				
150	323,000				
151	323,300				
152	323,500				
153	323,800				
154	324,100				
155	324,400				
156	324,700				
157	324,900				
再雇用 職員	234,800	282,000	293,000	314,900	398,900

備考 この表は、総括技師、主任技師、技師、専門技術員及び技術員に適用する。

別表第4

教育職本給表(一)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	168,800	211,700	272,600	320,000	404,100	533,600
2	170,900	214,000	275,600	322,900	406,400	536,600
3	172,900	216,200	278,400	326,000	408,800	539,700
4	174,900	218,400	281,200	329,000	411,300	542,800
5	176,900	220,500	284,100	332,200	413,700	545,800
6	179,400	222,700	286,600	335,000	416,200	548,200
7	181,900	224,900	288,800	337,600	418,600	550,700
8	184,400	227,000	291,200	340,300	421,100	553,100
9	186,900	229,300	293,900	343,300	422,900	555,400
10	189,700	231,700	296,400	346,300	425,400	557,200
11	192,400	234,100	298,800	349,400	427,800	559,100
12	195,100	236,500	301,400	352,700	430,100	561,000
13	197,800	238,800	303,800	355,600	431,700	562,700
14	199,700	241,200	305,800	357,700	433,900	564,100
15	201,600	243,600	307,900	360,000	436,100	565,400
16	203,600	246,000	309,800	362,600	438,400	566,600
17	205,600	248,100	312,000	365,100	440,700	567,900
18	207,400	251,200	314,200	367,300	443,100	568,700
19	209,200	254,300	316,200	369,600	445,400	569,400
20	210,900	257,400	318,200	371,700	447,800	570,100
21	212,700	260,300	320,300	373,800	449,900	570,900
22	214,600	263,300	322,800	375,900	452,200	
23	216,500	266,200	325,400	378,000	454,600	
24	218,400	269,100	328,200	380,000	456,900	
25	220,400	271,900	330,300	381,700	458,900	
26	222,500	274,500	332,500	383,500	461,100	
27	224,600	277,000	334,700	385,400	463,200	
28	226,700	279,700	337,200	387,300	465,400	
29	228,700	282,600	339,600	389,200	467,500	
30	230,900	285,000	341,800	390,900	469,800	
31	233,200	287,200	343,900	392,600	472,000	
32	235,500	289,600	345,800	394,300	474,100	
33	237,700	292,100	348,000	396,100	476,000	
34	239,500	294,300	350,300	397,900	478,100	
35	241,200	296,800	352,600	399,500	480,400	
36	242,900	299,100	354,800	401,300	482,600	
37	244,600	301,600	356,700	402,500	484,700	
38	246,300	303,300	358,700	404,100	486,700	
39	247,700	305,000	360,800	405,700	488,600	
40	249,300	306,700	362,700	407,200	490,500	
41	251,400	308,600	364,600	408,400	492,500	
42	253,100	309,400	366,500	410,000	494,400	
43	254,500	310,300	368,300	411,500	496,100	
44	256,100	311,200	370,100	413,100	498,000	
45	257,600	312,100	372,100	414,500	499,900	

教育職本給表(一)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
46	259,100	313,200	373,900	416,100	501,700	
47	260,800	314,100	375,500	417,500	503,500	
48	262,200	315,200	377,300	419,100	505,400	
49	263,600	316,200	379,000	420,500	507,100	
50	264,400	317,300	380,600	421,800	508,800	
51	265,000	318,200	382,400	423,100	510,600	
52	265,900	319,100	384,100	424,400	512,500	
53	266,600	320,300	385,300	425,100	514,100	
54	267,500	321,300	386,800	426,100	515,700	
55	268,200	322,400	388,200	427,000	517,400	
56	269,100	323,400	389,800	427,900	519,000	
57	269,900	324,400	391,200	428,800	520,600	
58	271,100	325,500	392,600	429,700	521,900	
59	272,100	326,600	393,900	430,600	523,200	
60	273,200	327,600	395,400	431,500	524,400	
61	274,200	328,600	396,700	432,400	525,600	
62	275,300	329,600	398,100	433,300	526,600	
63	276,300	330,700	399,600	434,300	527,600	
64	277,300	331,800	401,100	435,400	528,600	
65	278,200	332,700	402,100	436,300	529,200	
66	279,100	333,800	403,200	437,300	530,100	
67	280,200	334,600	404,200	438,300	531,000	
68	281,300	335,700	405,300	439,200	531,900	
69	282,300	336,500	406,300	440,200	532,800	
70	283,400	337,600	407,200	441,200	533,600	
71	284,400	338,600	408,000	442,100	534,300	
72	285,500	339,700	408,800	443,100	534,800	
73	286,300	340,200	409,600	444,100	535,500	
74	287,400	341,200	410,500	445,000	536,000	
75	288,500	342,200	411,300	445,900	536,800	
76	289,500	343,200	412,100	446,900	537,400	
77	290,200	344,200	412,800	447,700	537,900	
78	291,200	345,200	413,300	448,200	538,500	
79	292,200	346,100	413,700	448,900	539,100	
80	293,100	347,000	414,100	449,500	539,700	
81	294,100	348,000	414,400	450,300	540,300	
82	295,000	349,000	414,800	451,000		
83	295,900	350,000	415,100	451,300		
84	296,800	351,000	415,500	451,900		
85	297,500	351,600	415,800	452,300		
86	298,300	352,200	416,200	452,700		
87	299,100	352,800	416,600	453,100		
88	300,000	353,400	417,000	453,400		
89	300,600	354,000	417,300	453,700		
90	301,200	354,400	417,700	454,100		

教育職本給表(一)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
91	301,900	354,800	418,100	454,500		
92	302,500	355,300	418,400	454,800		
93	303,200	355,800	418,700	455,100		
94	303,800	356,200	419,100	455,500		
95	304,400	356,700	419,400	455,800		
96	305,000	357,200	419,700	456,100		
97	305,700	357,800	420,000	456,400		
98	306,300	358,300	420,400	456,800		
99	306,900	358,700	420,700	457,100		
100	307,500	359,200	421,000	457,400		
101	307,900	359,600	421,300	457,700		
102	308,200	360,100	421,700			
103	308,500	360,400	422,000			
104	308,900	360,900	422,300			
105	309,200	361,400	422,600			
106	309,600	361,800	423,000			
107	309,900	362,300	423,300			
108	310,200	362,800	423,600			
109	310,600	363,200	423,900			
110	310,900	363,700	424,200			
111	311,300	364,200	424,500			
112	311,700	364,600	424,800			
113	312,000	365,000	425,100			
114	312,400	365,400	425,400			
115	312,700	365,900	425,700			
116	313,000	366,300	426,000			
117	313,200	366,700	426,200			
118	313,500	367,100				
119	313,900	367,600				
120	314,300	368,000				
121	314,500	368,300				
122	314,800	368,700				
123	315,200	369,200				
124	315,600	369,500				
125	315,800	369,900				
126	316,000	370,400				
127	316,300	370,900				
128	316,700	371,300				
129	316,900	371,700				
130	317,200	372,200				
131	317,600	372,700				
132	317,800	373,200				
133	318,000	373,700				
134	318,300	374,200				
135	318,700	374,700				

教育職本給表(一)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
136	318,900	375,200				
137	319,000	375,700				
138	319,200	376,200				
139	319,500	376,700				
140	319,800	377,200				
141	320,200	377,700				
142	320,500					
143	320,800					
144	321,100					
145	321,500					
146	321,800					
147	322,000					
148	322,300					
149	322,700					
150	323,000					
151	323,300					
152	323,500					
153	323,800					
154	324,100					
155	324,400					
156	324,700					
157	324,900					
再雇用 職員	234,800	282,000	293,000	314,900	398,900	533,300

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

別表第5

教育職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	155,200	199,500	328,200	416,100
2	156,700	201,200	330,400	417,900
3	158,200	202,900	332,700	419,700
4	159,700	204,600	334,800	421,400
5	161,400	206,400	337,100	422,900
6	163,300	208,100	339,300	424,400
7	165,100	209,800	341,600	426,300
8	166,900	211,400	343,900	428,200
9	168,700	213,200	345,800	430,000
10	170,800	215,100	347,900	431,800
11	172,800	217,000	350,100	433,700
12	174,800	218,900	352,200	435,500
13	176,800	220,600	354,300	437,200
14	179,000	222,600	356,300	439,100
15	181,200	224,600	358,300	440,900
16	183,400	226,600	360,300	442,800
17	185,700	228,500	362,100	444,500
18	188,300	231,200	364,000	446,300
19	190,800	233,900	366,000	448,100
20	193,300	236,600	368,000	449,900
21	195,800	239,200	369,700	451,500
22	197,500	242,000	371,600	453,200
23	199,200	244,600	373,500	455,100
24	200,900	247,300	375,400	456,800
25	202,400	249,800	376,800	458,500
26	204,100	252,300	378,600	460,100
27	205,800	254,800	380,400	461,700
28	207,400	257,100	382,300	463,200
29	208,900	259,800	384,200	464,700
30	210,600	262,200	386,100	466,000
31	212,300	264,400	388,000	467,300
32	214,000	266,600	390,000	468,600
33	215,600	268,800	391,700	469,800
34	217,400	271,000	393,400	470,500
35	219,200	273,200	395,000	471,200
36	221,000	275,200	396,800	471,900
37	222,600	277,500	398,000	472,500
38	224,400	279,500	399,500	
39	226,200	281,400	400,900	
40	228,000	283,400	402,300	
41	229,700	285,200	404,000	
42	231,400	287,600	405,400	
43	233,000	289,900	406,700	
44	234,600	292,400	408,200	
45	236,200	294,500	409,800	

教育職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
46	237,600	297,000	411,100	
47	238,900	299,300	412,600	
48	240,100	302,000	414,200	
49	241,600	304,400	415,900	
50	243,100	306,800	417,300	
51	244,300	309,300	418,900	
52	245,800	311,600	420,400	
53	247,000	313,900	422,100	
54	248,200	316,100	423,600	
55	249,600	318,200	425,200	
56	250,700	320,400	426,800	
57	252,000	322,600	428,300	
58	253,100	324,700	429,800	
59	254,200	326,900	431,000	
60	255,400	328,900	432,200	
61	256,700	331,000	433,400	
62	258,000	333,100	434,700	
63	259,400	335,300	436,000	
64	260,600	337,500	437,200	
65	261,900	339,400	438,400	
66	263,400	341,600	439,600	
67	264,900	343,700	440,800	
68	266,600	345,900	442,000	
69	268,100	347,800	443,200	
70	269,500	349,700	444,400	
71	270,900	351,800	445,600	
72	272,300	353,800	446,800	
73	273,400	355,500	447,900	
74	274,800	357,400	448,500	
75	276,200	359,200	449,000	
76	277,400	361,100	449,500	
77	278,800	363,000	450,000	
78	280,000	364,700		
79	281,200	366,400		
80	282,400	368,000		
81	283,500	369,500		
82	284,700	371,000		
83	285,900	372,500		
84	287,100	373,900		
85	288,300	375,000		
86	289,400	376,400		
87	290,500	377,800		
88	291,700	379,100		
89	292,900	380,400		
90	294,000	381,700		

教育職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
91	295,200	382,900		
92	296,400	384,200		
93	297,100	385,500		
94	298,100	386,600		
95	299,200	387,900		
96	300,400	389,100		
97	301,400	390,500		
98	302,500	391,500		
99	303,500	392,600		
100	304,600	393,600		
101	305,500	394,500		
102	306,600	395,500		
103	307,700	396,600		
104	308,700	397,700		
105	309,300	398,400		
106	310,200	399,300		
107	311,000	400,200		
108	311,800	401,100		
109	312,700	401,900		
110	313,100	402,800		
111	313,500	403,600		
112	314,000	404,400		
113	314,600	405,000		
114	315,000	405,700		
115	315,500	406,400		
116	316,000	407,100		
117	316,600	407,700		
118	317,100	408,200		
119	317,500	408,600		
120	318,000	409,000		
121	318,500	409,400		
122	318,900	409,700		
123	319,400	410,000		
124	319,900	410,200		
125	320,500	410,400		
126	320,800	410,700		
127	321,100	411,000		
128	321,400	411,200		
129	321,600	411,400		
130	321,900	411,700		
131	322,200	412,000		
132	322,500	412,200		
133	322,700	412,400		
134	322,900	412,700		
135	323,100	413,000		

教育職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
136	323,400	413,200		
137	323,700	413,400		
138	323,900	413,700		
139	324,200	414,000		
140	324,500	414,200		
141	324,700	414,400		
142	324,900	414,700		
143	325,200	415,000		
144	325,400	415,200		
145	325,700	415,400		
146	325,900			
147	326,200			
148	326,500			
149	326,700			
150	326,900			
151	327,200			
152	327,500			
153	327,700			
再雇用 職員	233,200	273,500	330,300	414,400

備考 (一) この表は、附属特別支援学校の教員に適用する。

(二) この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が3級である者の本給月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第6

教育職本給表(三)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	155,200	171,100	289,000	405,900
2	156,700	173,200	291,600	407,400
3	158,200	175,300	294,500	408,900
4	159,700	177,500	297,000	410,400
5	161,400	179,500	299,500	411,800
6	163,300	181,700	301,900	413,200
7	165,100	183,900	304,200	414,700
8	166,900	186,100	306,600	416,300
9	168,700	188,400	309,000	417,700
10	170,800	191,200	311,600	419,100
11	172,800	193,900	314,300	420,500
12	174,800	196,600	317,200	421,800
13	176,800	199,500	319,700	423,100
14	179,000	201,200	321,700	424,500
15	181,200	202,900	323,700	425,900
16	183,400	204,600	326,000	427,300
17	185,700	206,400	328,200	428,500
18	188,300	208,100	330,400	429,800
19	190,800	209,800	332,700	431,000
20	193,300	211,400	334,800	432,300
21	195,800	213,200	337,100	433,400
22	197,500	215,100	339,300	434,600
23	199,200	217,000	341,600	435,900
24	200,900	218,900	343,900	437,200
25	202,400	220,600	345,800	438,500
26	204,000	222,600	347,600	439,700
27	205,600	224,600	349,500	440,700
28	207,100	226,600	351,400	441,800
29	208,800	228,500	353,200	443,000
30	210,500	231,200	355,000	443,800
31	212,200	233,900	356,700	444,600
32	213,900	236,600	358,600	445,500
33	215,400	239,200	360,200	446,400
34	217,100	242,000	361,900	446,900
35	218,800	244,600	363,600	447,400
36	220,500	247,300	365,400	447,900
37	222,000	249,800	367,300	448,400
38	223,700	252,300	368,800	
39	225,400	254,800	370,300	
40	227,100	257,100	371,900	
41	228,700	259,800	373,100	
42	230,400	262,200	374,500	
43	232,000	264,400	375,900	
44	233,600	266,600	377,400	
45	235,300	268,800	378,900	

教育職本給表(三)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
46	236,800	271,000	380,500	
47	238,200	273,200	382,100	
48	239,600	275,200	383,600	
49	241,000	277,500	385,000	
50	242,400	279,500	386,500	
51	243,900	281,400	388,000	
52	245,100	283,400	389,400	
53	246,200	285,200	390,600	
54	247,600	287,600	391,900	
55	248,800	289,900	393,000	
56	250,000	292,400	394,100	
57	251,200	294,500	395,500	
58	252,400	297,000	396,700	
59	253,500	299,300	397,900	
60	254,700	302,000	399,200	
61	256,100	304,400	400,400	
62	257,300	306,800	401,400	
63	258,500	309,300	402,800	
64	259,400	311,600	404,100	
65	260,400	313,900	405,300	
66	261,800	316,100	406,400	
67	263,200	318,200	407,600	
68	264,700	320,400	408,700	
69	266,300	322,600	409,700	
70	267,800	324,700	410,900	
71	269,300	326,900	412,100	
72	270,700	328,900	413,300	
73	271,800	331,000	413,900	
74	273,000	333,100	414,700	
75	274,300	335,300	415,400	
76	275,500	337,500	415,900	
77	276,900	339,300	416,200	
78	278,000	341,200	416,600	
79	279,200	343,100	417,000	
80	280,400	344,900	417,400	
81	281,600	346,700	417,700	
82	282,500	348,500	418,100	
83	283,700	350,100	418,500	
84	284,900	351,900	418,800	
85	285,900	353,200	419,100	
86	286,800	354,800	419,500	
87	287,700	356,300	419,900	
88	288,700	357,800	420,200	
89	289,800	359,200	420,500	
90	290,700	360,500	420,800	

教育職本給表(三)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
91	291,600	361,900	421,100	
92	292,500	363,300	421,300	
93	292,900	364,800	421,500	
94	293,600	366,100		
95	294,300	367,400		
96	295,100	368,600		
97	295,900	369,600		
98	296,700	370,600		
99	297,500	371,600		
100	298,200	372,600		
101	299,100	373,500		
102	299,600	374,500		
103	300,100	375,500		
104	300,600	376,500		
105	300,800	377,300		
106	301,200	378,200		
107	301,500	379,100		
108	301,700	380,100		
109	301,900	380,900		
110	302,100	381,900		
111	302,400	382,900		
112	302,700	383,900		
113	302,900	384,500		
114	303,100	385,400		
115	303,300	386,300		
116	303,600	387,200		
117	303,900	388,000		
118	304,200	388,700		
119	304,500	389,500		
120	304,800	390,300		
121	304,900	390,900		
122	305,100	391,700		
123	305,400	392,400		
124	305,700	393,100		
125	305,900	393,700		
126		394,400		
127		394,900		
128		395,500		
129		396,200		
130		396,800		
131		397,300		
132		397,800		
133		398,100		
134		398,400		
135		398,700		

教育職本給表(三)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
136		399,000		
137		399,300		
138		399,600		
139		399,900		
140		400,200		
141		400,500		
142		400,800		
143		401,100		
144		401,400		
145		401,600		
146		401,900		
147		402,200		
148		402,400		
149		402,600		
150		402,900		
151		403,200		
152		403,400		
153		403,600		
154		403,900		
155		404,200		
156		404,400		
157		404,600		
再雇用 職員	224,400	270,300	323,600	404,400

備考 (一) この表は、附属中学校、附属小学校及び附属幼稚園の教員に適用する。

(二) この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が3級である者の本給月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第7

医療職本給表(一)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100
2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100
3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300
4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400
5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600
6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700
7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800
8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900
9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900
10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100
11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200
12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400
13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600
14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500
15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600
16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600
17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700
18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700
19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800
20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900
21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800
22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800
23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700
24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700
25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600
26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500
27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500
28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500
29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000
30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800
31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500
32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300
33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000
34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800
35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700
36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500
37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300
38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000
39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600
40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300
41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500
42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600
43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800
44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000
45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200

医療職本給表(一)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000
47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200
48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300
49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300
50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300
51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300
52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300
53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100
54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900
55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800
56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700
57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200
58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000
59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800
60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600
61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000
62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600
86		288,700	324,600	345,500	
87		288,900	324,800	345,800	
88		289,100	325,200	346,100	
89		289,500	325,600	346,500	
90		289,700	326,000	346,800	

医療職本給表(一)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
91		289,900	326,400	347,200	
92		290,100	326,800	347,500	
93		290,500	327,100	347,900	
94		290,700	327,300	348,200	
95		290,900	327,700	348,500	
96		291,200	328,000	348,800	
97		291,600	328,200	349,100	
98		291,900	328,500	349,500	
99		292,100	328,800	349,900	
100		292,400	329,100	350,300	
101		292,700	329,300	350,800	
102		292,900	329,600	351,200	
103		293,100	330,000	351,600	
104		293,400	330,200	352,000	
105		293,700	330,300	352,500	
106			330,600		
107			331,000		
108			331,200		
109			331,400		
110			331,800		
111			332,200		
112			332,600		
113			332,800		
再雇用 職員	187,900	214,500	242,700	256,100	281,300

備考 この表は、栄養士及び薬剤師に適用する。

別表第8

医療職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100
2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900
3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700
4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600
5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400
6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200
7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100
8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900
9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800
10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700
11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500
12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400
13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100
14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700
15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500
16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300
17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100
18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700
19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400
20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100
21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600
22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100
23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700
24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200
25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800
26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200
27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700
28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300
29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600
30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100
31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500
32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000
33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600
34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100
35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700
36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200
37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900
38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500
39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000
40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600
41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800
42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300
43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800
44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200
45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800

医療職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800
47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300
48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600
49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000
50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400
51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700
52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100
53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600
54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800
55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900
56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100
57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200
58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100
59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100
60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100
61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700
62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500
63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300
64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100
65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800
66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500
67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300
68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000
69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600
70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200
71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900
72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500
73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200
74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700
75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300
76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800
77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200
78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800
79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300
80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600
81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900
82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400
83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800
84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100
85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400
86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900
87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400
88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800
89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100
90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500

医療職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000
92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400
93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800
94	280,900	314,200	347,600	365,600	
95	281,800	314,900	348,300	366,000	
96	282,800	315,500	348,900	366,300	
97	283,600	316,200	349,300	366,900	
98	284,400	316,500	349,700	367,400	
99	285,000	317,100	350,200	367,900	
100	285,900	317,800	350,600	368,400	
101	286,700	318,200	351,100	369,000	
102	287,500	318,800	351,500	369,500	
103	288,300	319,400	352,000	370,000	
104	289,100	320,000	352,400	370,400	
105	289,800	320,400	352,700	371,000	
106	290,300	320,900	353,200	371,500	
107	290,800	321,400	353,600	372,000	
108	291,300	321,900	353,900	372,500	
109	291,500	322,300	354,400	373,100	
110	291,800	322,700	354,900	373,500	
111	292,000	323,000	355,400	374,000	
112	292,400	323,300	355,900	374,500	
113	292,700	323,700	356,400	375,100	
114	292,900	324,100	356,900		
115	293,300	324,500	357,400		
116	293,600	324,800	357,800		
117	293,900	325,000	358,200		
118	294,200	325,300	358,600		
119	294,500	325,700	359,100		
120	294,900	325,900	359,600		
121	295,200	326,100	360,000		
122	295,600	326,400	360,500		
123	295,900	326,700	361,000		
124	296,300	327,000	361,500		
125	296,500	327,200	361,800		
126	296,700	327,500			
127	297,000	327,900			
128	297,400	328,100			
129	297,600	328,200			
130	297,900	328,500			
131	298,300	328,900			
132	298,700	329,100			
133	298,900	329,400			
134	299,200	329,800			
135	299,600	330,200			

医療職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
136	299,900	330,600			
137	300,100	330,900			
138	300,400	331,300			
139	300,800	331,700			
140	301,100	332,100			
141	301,300	332,400			
142	301,700	332,800			
143	302,100	333,100			
144	302,400	333,500			
145	302,500	333,800			
146	302,800	334,200			
147	303,100	334,600			
148	303,500	335,000			
149	303,700	335,300			
150	303,900	335,700			
151	304,200	336,100			
152	304,500	336,500			
153	304,900	336,800			
154	305,100				
155	305,300				
156	305,600				
157	305,900				
158	306,200				
159	306,500				
160	306,800				
161	307,200				
162	307,500				
163	307,800				
164	308,100				
165	308,500				
166	308,800				
167	309,100				
168	309,400				
169	309,800				
再雇用 職員	234,300	254,600	261,800	272,000	288,300

備考 この表は、看護師及び准看護師に適用する。

別表第9

指定職本給表

号 給	本 給 月 額
1	706,000
2	761,000
3	818,000
4	895,000

備考 この表は、学長が指定する者に適用する。

別表第10 第15条(本給の調整額)関係

勤務箇所	教 員	調整数
1 大学	(1) 大学院の研究科の授業を常時担当する教育職本給表(一)2級以上の教員(以下この表において「大学院担当教員」という。)のうち大学院研究科の博士課程を担当する者で、主任として学生に対する研究指導に従事し、大学院博士課程(前期2年及び後期3年の区分を設ける博士課程にあつては後期3年の課程、この区分を設けない博士課程にあつては区分を設ける博士課程の後期3年の課程に対応した期間)の学生を担当する主任指導教員のうち、4人以上の学生を担当する者	3
	(2) 大学院担当教員のうち、大学院研究科の博士課程を担当する者((1)に掲げる者を除く。)	2
	(3) 大学院担当教員((1)及び(2)に掲げる者を除く。)	
	(4) 大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する教育職本給表(一)2級の教員	1
2 附属小学校	主幹教諭	1
3 附属中学校	主幹教諭	1
4 附属特別支援学校	(1) 特殊教育に直接従事することを本務とする教頭及び教諭 (2) 養護教諭	2

別表第11 第15条第2項関係

ア 教育職本給表(一)

職務の級	調 整 基 本 額	
2級	10,500円	ただし、1号給9,526円、2号給9,630円、3号給9,729円、4号給9,828円、5号給9,922円、6号給10,021円、7号給10,120円、8号給10,215円、9号給10,318円、10号給10,426円
3級	11,900円	
4級	12,700円	
5級	15,000円	
6級	16,300円	

イ 教育職本給表(二)

職務の級	調 整 基 本 額	
2級	11,100円	ただし、1号給8,977円、2号給9,054円、3号給9,130円、4号給9,207円、5号給9,288円、6号給9,364円、7号給9,441円、8号給9,513円、9号給9,594円、10号給9,679円、11号給9,765円、12号給9,850円、13号給9,927円、14号給10,017円、15号給10,107円、16号給10,197円、17号給10,282円、18号給10,404円、19号給10,525円、20号給10,647円、21号給10,764円、22号給10,890円、23号給11,007円
3級	12,200円	
4級	13,100円	

ウ 教育職本給表(三)

職務の級	調 整 基 本 額	
2級	11,000円	ただし、1号給7,699円、2号給7,794円、3号給7,888円、4号給7,987円、5号給8,077円、6号給8,176円、7号給8,275円、8号給8,374円、9号給8,478円、10号給8,604円、11号給8,725円、12号給8,847円、13号給8,977円、14号給9,054円、15号給9,130円、16号給9,207円、17号給9,288円、18号給9,364円、19号給9,441円、20号給9,513円、21号給9,594円、22号給9,679円、23号給9,765円、24号給9,850円、25号給9,927円、26号給10,017円、27号給10,107円、28号給10,197円、29号給10,282円、30号給10,404円、31号給10,525円、32号給10,647円、33号給10,764円、34号給10,890円
3級	11,800円	
4級	12,700円	

別表第12 削除

別表第13 削除

別表第14 第16条(管理職手当)関係

ア 一般職本給表(一)

職務の級	区 分	手当額 (円)
10 級	1 種	139,300
9 級	1 種	130,300
8 級	1 種	116,900
	2 種	94,000
7 級	2 種	88,500
6 級	5 種	62,300
5 級	5 種	59,500
	7 種	31,700

イ 技術職本給表

職務の級	区 分	手当額 (円)
4 級	7 種	36,700
3 級	7 種	30,700

ウ 教育職本給表(一)

職務の級	区 分	手当額 (円)
6 級	2 種	114,000
	3 種	99,800
	4 種	92,700
	5 種	85,500
	6 種	71,300
5 級	3 種	93,500
	4 種	86,800
	5 種	80,200
	6 種	66,800
	7 種	42,800
4 級	5 種	68,800
	6 種	57,300
	7 種	36,700

エ 教育職本給表(二)

職務の級	区 分	手当額 (円)
4 級	6 種	56,900
3 級	6 種	54,200
2 級	7 種	33,400

オ 教育職本給表(三)

職務の級	区 分	手当額 (円)
1 級	5 種	65,100

± 級	6 種	54,300
3 級	5 種	64,500
	6 種	53,700
2 級	6 種	51,000

別表第15 第17条(初任給調整手当)関係

期間の区分	支給額 (円)
1年未満	50,600
1年以上2年未満	50,600
2年以上3年未満	50,600
3年以上4年未満	50,600
4年以上5年未満	50,600
5年以上6年未満	50,600
6年以上7年未満	48,800
7年以上8年未満	47,000
8年以上9年未満	45,200
9年以上10年未満	43,400
10年以上11年未満	41,600
11年以上12年未満	39,800
12年以上13年未満	38,000
13年以上14年未満	36,200
14年以上15年未満	34,800
15年以上16年未満	33,400
16年以上17年未満	32,000
17年以上18年未満	30,600
18年以上19年未満	29,200
19年以上20年未満	27,800
20年以上21年未満	26,400
21年以上22年未満	25,800
22年以上23年未満	25,200
23年以上24年未満	24,200
24年以上25年未満	23,600
25年以上26年未満	23,000
26年以上27年未満	22,400
27年以上28年未満	21,800
28年以上29年未満	21,000
29年以上30年未満	20,700
30年以上31年未満	20,300
31年以上32年未満	19,700
32年以上33年未満	18,800
33年以上34年未満	17,900
34年以上35年未満	17,200

備考:この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

別表第16 第23条(特殊勤務手当)関係

特殊勤務手当の種類	支給対象教職員及び業務	支給額																		
(1) 高所作業手当	施設課に所属する職員が、地上15メートル以上の建築物又は建造物上の墜落の危険が著しい箇所で行う営繕工事の監督の作業に従事したとき	作業した日1日につき200円(当該作業が地上30メートル以上の箇所で行われたときは、300円)ただし、作業した日1日について4時間に満たない場合は、100分の60を乗じて得た額とする																		
(2) 教員特殊業務手当	附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校の教員で職務の級が教育職本給表(二)又は(三)の1級及び2級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると認められる程度に及ぶときに支給する	アの業務 3,200円 イ、ウの業務 3,000円 エ、オ、カの業務 1,700円 キの業務 1,200円 クの業務 900円																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="564 801 1050 869">業 務</th> <th data-bbox="1054 801 1457 869">心身に著しい負担を与えると認められる程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="564 869 1050 1048">ア 学校の管理下において行う非常災害時の業務(イ、ウに同じ。)で、非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務</td> <td data-bbox="1054 869 1457 1048">①休日については、業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中8時間程度とする。以下同じ。)又はこれと同程度であること。 ②その他の日については、業務に従事した時間が所定労働時間以外の時間のうち、午後5時から午後11時まで若しくは午前2時から午前8時まで又はこれらと同程度であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1048 1050 1160">イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急等の業務</td> <td data-bbox="1054 1048 1457 1160"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1160 1050 1272">ウ 児童又は生徒に対する救急の補導業務</td> <td data-bbox="1054 1160 1457 1272"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1272 1050 1429">エ 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの</td> <td data-bbox="1054 1272 1457 1429">その日において業務に従事した時間(就寝時間等は含まない。)が8時間程度であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1429 1050 1541">オ 対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの</td> <td data-bbox="1054 1429 1457 1541"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1541 1050 1653">カ 対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で、休日に行うもの</td> <td data-bbox="1054 1541 1457 1653">業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中8時間程度)であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1653 1050 1843">キ 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で休日に行うもの</td> <td data-bbox="1054 1653 1457 1843">業務に従事した時間が引き続き4時間程度であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1843 1050 1955">ク 入学試験における受験生の監督、採点又は合格判断の業務で休日に行うもの</td> <td data-bbox="1054 1843 1457 1955">業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中8時間程度)であること。</td> </tr> </tbody> </table>	業 務	心身に著しい負担を与えると認められる程度	ア 学校の管理下において行う非常災害時の業務(イ、ウに同じ。)で、非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務	①休日については、業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中8時間程度とする。以下同じ。)又はこれと同程度であること。 ②その他の日については、業務に従事した時間が所定労働時間以外の時間のうち、午後5時から午後11時まで若しくは午前2時から午前8時まで又はこれらと同程度であること。	イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急等の業務		ウ 児童又は生徒に対する救急の補導業務		エ 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	その日において業務に従事した時間(就寝時間等は含まない。)が8時間程度であること。	オ 対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの		カ 対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で、休日に行うもの	業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中8時間程度)であること。	キ 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で休日に行うもの	業務に従事した時間が引き続き4時間程度であること。	ク 入学試験における受験生の監督、採点又は合格判断の業務で休日に行うもの	業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中8時間程度)であること。	
業 務	心身に著しい負担を与えると認められる程度																			
ア 学校の管理下において行う非常災害時の業務(イ、ウに同じ。)で、非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務	①休日については、業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中8時間程度とする。以下同じ。)又はこれと同程度であること。 ②その他の日については、業務に従事した時間が所定労働時間以外の時間のうち、午後5時から午後11時まで若しくは午前2時から午前8時まで又はこれらと同程度であること。																			
イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急等の業務																				
ウ 児童又は生徒に対する救急の補導業務																				
エ 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	その日において業務に従事した時間(就寝時間等は含まない。)が8時間程度であること。																			
オ 対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの																				
カ 対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で、休日に行うもの	業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中8時間程度)であること。																			
キ 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で休日に行うもの	業務に従事した時間が引き続き4時間程度であること。																			
ク 入学試験における受験生の監督、採点又は合格判断の業務で休日に行うもの	業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中8時間程度)であること。																			

(3)教育実習等指導手当	附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校の教員が本学の計画に基づく学生の教育実習の指導業務(本学の教育実習の指導の計画に基づき、あらかじめ特定の指導課程の担当を命ぜられた教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭又は養護教諭がその計画に基づいて行う教育実習の指導業務)等に従事したとき	1日 720円						
(4)教育業務連絡指導手当	附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校に所属する指導教諭又は教諭のうち、主任等で次に掲げる職務を担当する指導教諭又は教諭が、当該担当業務に従事したときに支給する <table border="1" data-bbox="544 763 1054 1043"> <tr> <td data-bbox="544 763 703 831">附属小学校</td> <td data-bbox="703 763 1054 831">教務主任、学年主任、研究主任、教育実習主任</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 831 703 931">附属中学校</td> <td data-bbox="703 831 1054 931">教務主任、学年主任、生徒指導主事、研究主任、教育実習主任</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 931 703 1043">附属特別支援学校</td> <td data-bbox="703 931 1054 1043">教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、研究主任、教育実習主任</td> </tr> </table> (適用除外) 6学級未満の学校に置かれる研究主任、教育実習主任	附属小学校	教務主任、学年主任、研究主任、教育実習主任	附属中学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、研究主任、教育実習主任	附属特別支援学校	教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、研究主任、教育実習主任	1日 200円
附属小学校	教務主任、学年主任、研究主任、教育実習主任							
附属中学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、研究主任、教育実習主任							
附属特別支援学校	教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、研究主任、教育実習主任							
(5)大学入試センター試験手当	大学入試センター試験に係る業務に従事した教職員に支給する	試験実施の都度定める単価に、従事した業務ごとに定める点数を乗じて得た額						
(6)入学試験手当	大学入試センター試験以外の本学の入学試験に係る業務に従事した教員に支給する	試験実施の都度定める単価に、従事した業務ごとに定める点数を乗じて得た額						
(7)免許状更新講習手当	免許状更新講習に係る業務に従事した教員に支給する。	1時間 8,580円						

別表第17 第24条(義務教育等教員特別手当)関係

教育職本給表(二)

職務の級 号給	2級	3級	4級
	円	円	円
1~4	6,300	12,800	17,100
5~8	6,600	13,200	17,500
9~12	7,000	13,600	17,900
13~16	7,300	14,000	18,300
17~20	7,600	14,400	18,700
21~24	7,900	14,800	19,000
25~28	8,300	15,100	19,400
29~32	8,900	15,500	19,600
33~36	9,300	15,900	19,900
37	9,700	16,300	20,200
38~40	9,700	16,300	
41~44	10,500	16,700	
45~48	10,900	17,100	
49~52	11,300	17,400	
53~56	12,100	17,700	
57~60	12,500	18,000	
61~64	12,900	18,300	
65~68	13,300	18,500	
69~72	13,700	18,700	
73~76	14,000	18,900	
77	14,400	19,100	
78~80	14,400		
81~84	14,700		
85~88	15,000		
89~92	15,400		
93~96	15,700		
97~100	16,000		
101~104	16,300		
105~108	16,500		
109~112	16,800		
113~116	17,000		
117~120	17,200		
121~124	17,400		
125~145	17,600		

別表第18 第24条(義務教育等教員特別手当)関係

教育職本給表(三)

職務の級 号給	2級	3級	4級
	円	円	円
1~4	5,400	10,700	17,100
5~8	5,700	11,100	17,500
9~12	6,000	11,500	17,900
13~16	6,300	12,400	18,300
17~20	6,600	12,800	18,700
21~24	7,000	13,200	19,000
25~28	7,300	13,600	19,400
29~32	7,600	14,000	19,600
33~36	7,900	14,400	19,900
37	8,300	14,800	20,200
38~40	8,300	14,800	
41~44	8,900	15,100	
45~48	9,300	15,500	
49~52	9,700	15,900	
53~56	10,500	16,300	
57~60	10,900	16,700	
61~64	11,300	17,100	
65~68	12,100	17,400	
69~72	12,500	17,700	
73~76	12,900	18,000	
77~80	13,300	18,300	
81~84	13,700	18,500	
85~88	14,000	18,700	
89~92	14,400	18,900	
93	14,700	19,100	
94~96	14,700		
97~100	15,000		
101~104	15,400		
105~108	15,700		
109~112	16,000		
113~116	16,300		
117~120	16,500		
121~124	16,800		
125~128	17,000		
129~132	17,200		
133~136	17,400		
137~157	17,600		

別表第19 第29条(期末手当)関係

本給表	職務の級	加算率	適用基準
一般職(一)	10級～8級	100分の20	
	7級・6級	100分の15	
	5級・4級	100分の10	
	3級	100分の5	
一般職(二)	4級・3級	100分の5	
技術職	5級	100分の15	
	4級・3級	100分の10	
	2級	100分の5	
	1級	100分の5	基準日現在の本給が69号給以上である者
教育職(一)	6級	100分の20	
	5級	100分の20	毎年6月1日現在の教育職本給表(一)5級適用者数の50%を定数として、学長が職責等を考慮して指定する者
	5級	100分の15	
	4級	100分の15	毎年6月1日現在の教育職本給表(一)4級適用者数の25%を定数として、学長が職責等を考慮して指定する者
	4級・3級	100分の10	
	2級	100分の5	基準日現在の経験年数が5年(修士課程修了)以上である者
	1級	100分の5	基準日現在の経験年数が20年(大学4卒)以上である者
教育職(二)	4級	100分の15	
	3級	100分の10	
教育職(三)	2級	100分の10	基準日現在の経験年数が30年(大学4卒)以上である者
	2級	100分の5	基準日現在の経験年数が12年(大学4卒)以上である者
医療職(一)	5級	100分の10	
	4級・3級	100分の5	
	2級	100分の5	基準日現在の経験年数が15年(短大3卒)以上である者
医療職(二)	5級	100分の10	
	4級・3級	100分の5	
	2級	100分の5	基準日現在の経験年数が15年(短大3卒)以上である者

別表第20 第29条(期末手当)関係

本給表	職務の級	管理職手当の区分	加算率	適用基準
一般職(一)	10級～7級	1種	100分の25	
		2種	100分の15	
		3種	100分の10	
教育職(一)	6級・5級	1種	100分の25	
		2種	100分の15	
		3種	100分の10	

別表第21 第30条(勤勉手当)関係

区 分		割 合
(1) 勤務成績が特に優秀な者	特定幹部教職員	127.0/100
	上記以外	101.5/100
(2) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	113.5/100
	上記以外	88.0/100
(3) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	98.0/100
	上記以外	78.0/100
(4) 勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	85.5/100
	上記以外	66.0/100
(5) 訓告、文書による嚴重注意等の 矯正措置の対象となる事実があ った者	特定幹部教職員	80.0/100
	上記以外	65.0/100
(6) 戒告の処分を受けた者	特定幹部教職員	75.0/100
	上記以外	60.0/100
(7) 出勤停止又は減給の処分を受け た者	特定幹部教職員	53.0/100
	上記以外	49.5/100
(8) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	32.5/100
	上記以外	39.0/100

別表第22 第30条(勤勉手当)関係

区 分		割 合
(1) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	57.5/100
	上記以外	47.5/100
(2) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	48.0/100
	上記以外	38.0/100
(3) 勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	42.5/100
	上記以外	34.0/100
(4) 訓告、文書による嚴重注意等の 矯正措置の対象となる事実があ った者	特定幹部教職員	40.0/100
	上記以外	34.0/100
(5) 戒告の処分を受けた者	特定幹部教職員	37.0/100
	上記以外	32.0/100
(6) 出勤停止又は減給の処分を受け た者	特定幹部教職員	26.5/100
	上記以外	27.0/100
(7) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	16.0/100
	上記以外	21.5/100